

茨木市みどりの基本計画

改定版

素案

令和8年 月 改定

茨 木 市

茨木市みどりの基本計画 改定版 素案
目次

第1章	茨木市みどりの基本計画とは	1
1-1	茨木市みどりの基本計画とは.....	1
1-2	計画の位置付け.....	1
1-3	対象とするみどりとその効果.....	2
1-4	改定の背景と目的.....	4
1-5	計画の枠組み.....	4
第2章	茨木市のみどりの特性と課題	5
2-1	みどりの現状および特性.....	5
2-2	みどりを取り巻く社会潮流.....	35
2-3	本市のみどりの課題（総括）.....	40
第3章	目指すべきみどりの方向性	43
3-1	改定の視点.....	43
3-2	基本理念.....	43
3-3	みどりの将来像.....	44
3-4	基本方針.....	46
第4章	みどりのまちづくりの取組	48
4-1	施策体系.....	48
4-2	具体施策.....	49
第5章	重点的な取組	67
5-1	重点的な取組の基本的な考え方.....	67
5-2	重点的取組の展開（地域別方針）.....	67
第6章	計画の推進	78
6-1	実行計画.....	78
6-2	評価手法と目標の設定.....	80
6-3	計画の推進.....	82

第1章 茨木市みどりの基本計画とは

1-1 茨木市みどりの基本計画とは

「茨木市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき本市が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定するみどりに関する総合的な計画です。

本市のみどりの保全・整備や活用のあり方などに関し、10年後の目指すべき将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定めています。

1-2 計画の位置付け

本計画は、国が緑地の保全及び緑化の推進に関する方針などを定めた「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」、大阪府が市町村の区域を超えた広域的な見地から系統的な緑地の配置方針などを示した「みどりの大阪推進計画」、本市の上位計画である「茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」、関連計画である「茨木市景観計画」や「茨木市環境基本計画」など、みどりに関わる各種計画との整合を図りながら策定します。

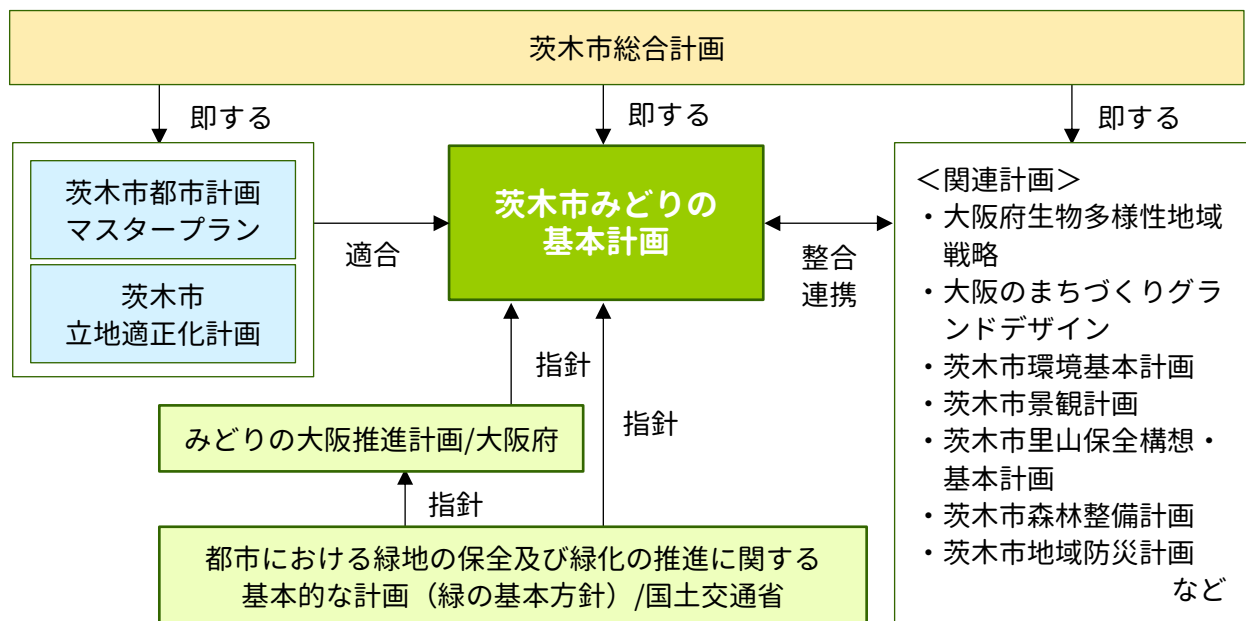


図 上位計画・関連計画との関係図

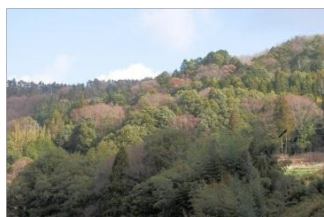
1-3 対象とするみどりとその効果

1) 対象とするみどり

本計画の対象とするみどりについては、以下のとおり定義します。また、本計画ではこれらのほか、みどりの活用、保全、整備に関する活動も含めた計画とします。

「みどり」とは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花・公園、農地並びにこれらと一体となった水辺及びオープンスペース

対象とするみどりの例



森林



緑地



農地



公園



河川



街路樹



社寺・古墳等



住宅地の植栽



学校の植栽



商業施設等の壁面植栽



元茨木川緑地を
活用した蚤の市



市民ボランティアによる
公園での花壇づくり



旧 IBALAB@広場を
活用したイベント



市民団体による
自然観察イベント

図 本計画の対象とするみどりと活動の例

2) みどりの効果

みどりの効果については、みどりがあるというだけで効果を発揮する「みどりの存在効果」と、みどりを利用することによって生み出される「みどりの利用効果」、みどりがあることあるいはみどりを利用することによって人々の様々な活動などが活発になるという「みどりの媒体効果」があります。

本計画では、これらのみどりの効果が発揮されることを目指します。

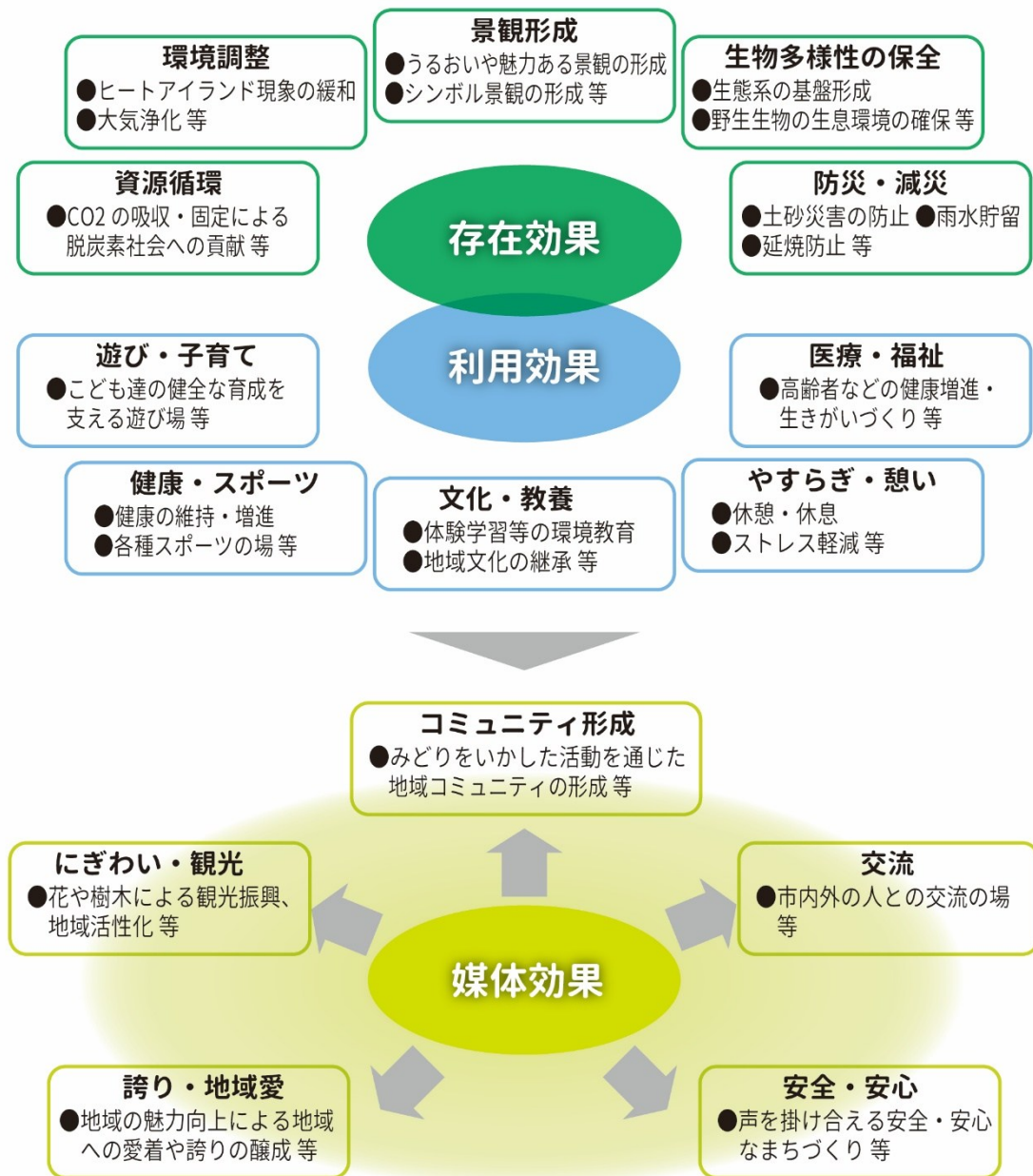


図 みどりの効果

1-4 改定の背景と目的

本市では、平成28年（2016年）に「人持ちで緑を育て緑が育むほっといばらき（茨木市緑の基本計画）」（前基本計画）を策定し、市民活動との協働によってまちを豊かにする質の高いみどりの保全・創造・再生と活用に取り組んできました。

前基本計画の策定以降、みどりを取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化が進む中での市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化、そして地球規模での気候変動にともなう自然災害の増加や激甚化など、大きく変化しています。このような社会の変化に対応するため、多面的な機能を有するみどりが、改めてグリーンインフラとして捉えなおされ、植物による遮熱効果、山林や植栽地の雨水貯留の機能、生物多様性の保全、健康づくりや屋外で過ごせる環境、地域交流・まちの賑わいづくりの場といった、みどりによってもたらされる機能を発揮することが期待されています。

一方で、市内の都市公園や街路樹などの多くが、整備・植栽されてから長い年月が経ち、施設の老朽化や樹木の大径木化・衰弱などが進んでおり、人口減少を背景として利用者や維持管理に関わる人や財源の縮小も見込まれる中、地域の状況に応じたこれらのみどりの質の向上が求められます。

こうした背景を踏まえ、みどりの質をより高めていくため、今後のみどりのまちづくりの方向性を示すことを目的として、「茨木市みどりの基本計画」を改定しました。

1-5 計画の枠組み

1) 計画の年次・計画期間

計画の目標年次は令和17年（2035年）とし、計画期間を令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年とし、5年ごとに見直しを行います。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化などがあった場合、必要に応じて見直しを行います。

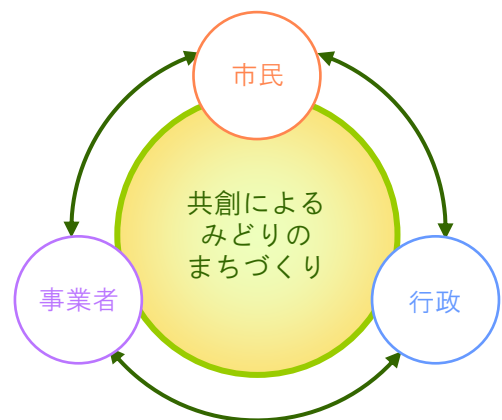
2) 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域とします。

3) 計画の実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。なお、本計画における「市民」は、市内居住者だけでなく在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々と定義します。また、「事業者」は民間事業者だけでなく、NPOや大学などの団体も含むものと定義します。

本計画に位置付けた取組については、市民、事業者、行政の多様な主体による共創の取り組みを推進しながら、進めてまいります。



第2章 茨木市のみどりの特性と課題

2-1 みどりの現状および特性

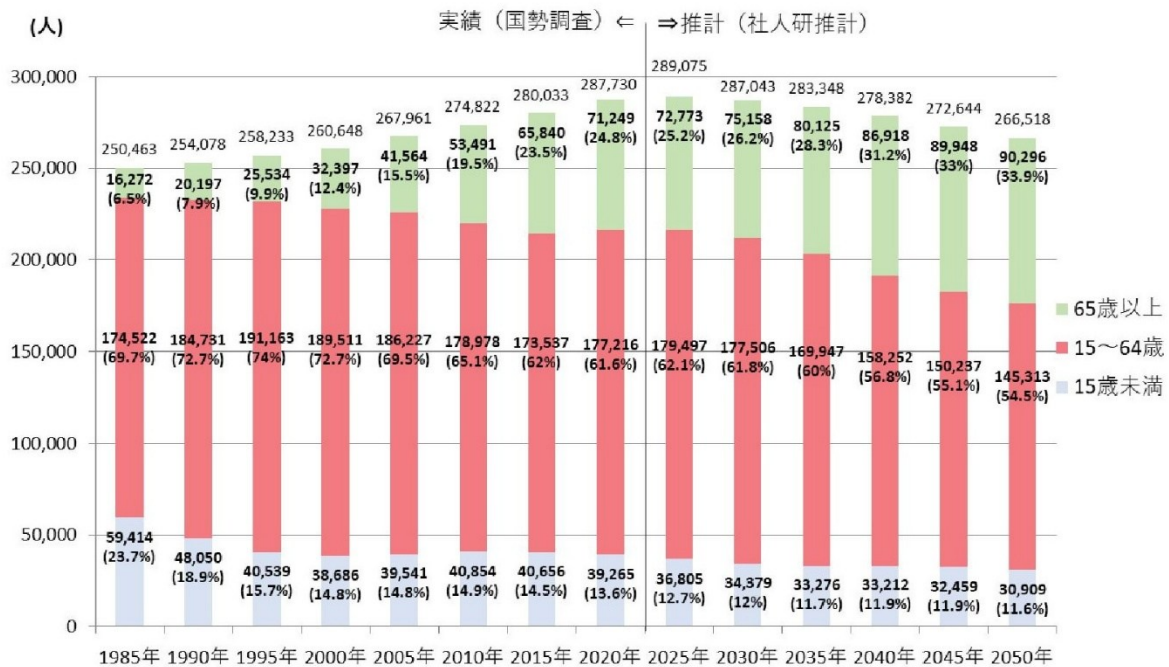
1) 本市の地勢

- 本市は、大阪府の北部に位置し、面積は約7,649haで、東西に約10km、南北に約17kmと南北に細長い形状となっています。
- 山地部は丹波高原の一部である北摂山系の森林が広がり、南部は大阪平野の一部をなす三島平野でそのほとんどが市街地となっています。
- 河川は、主要なものとして安威川、茨木川、大正川、勝尾寺川が流れています。

2) 社会的条件

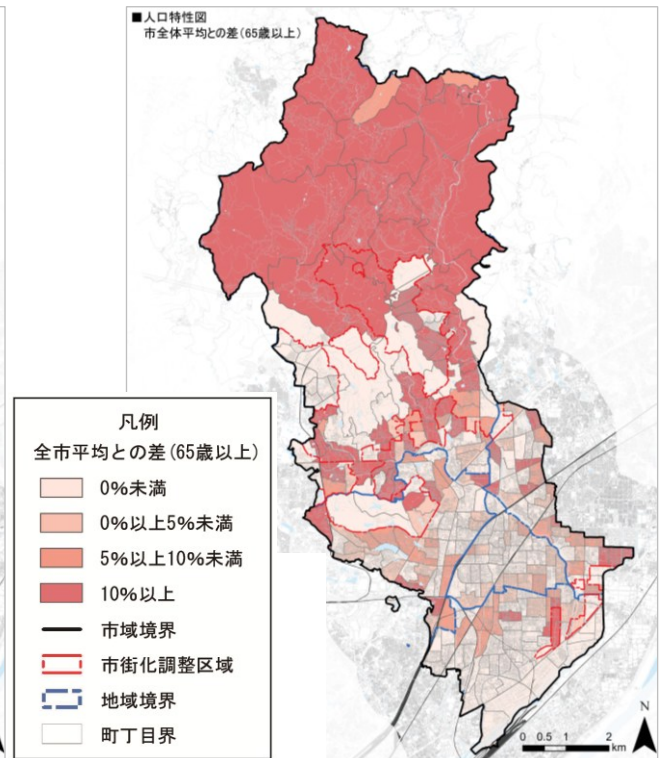
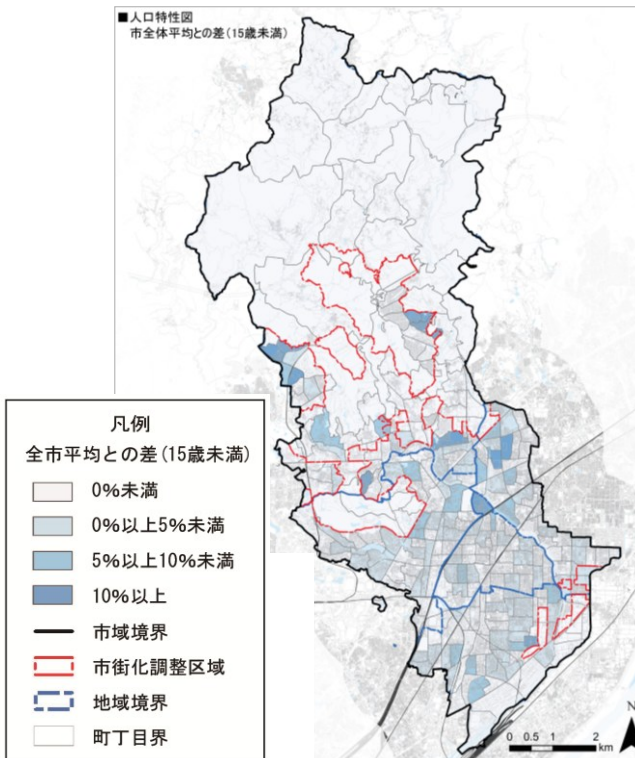
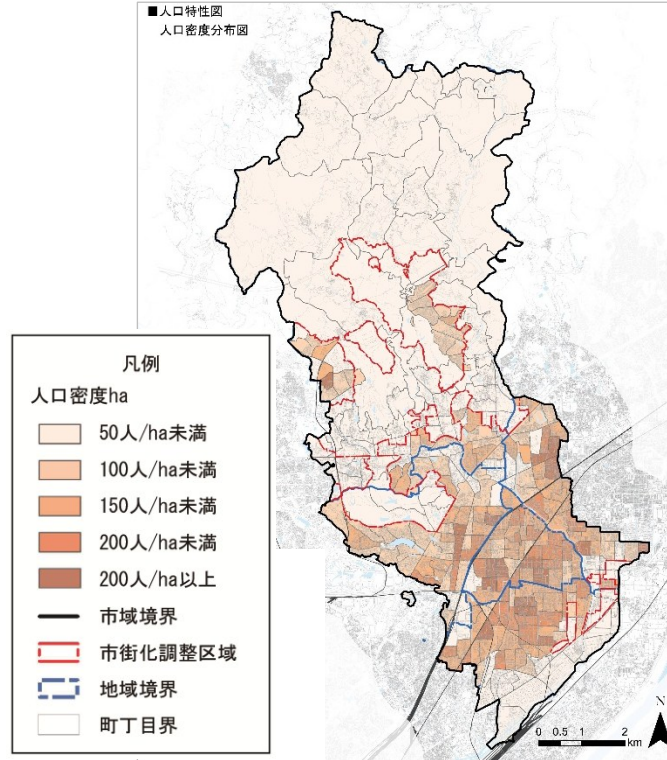
(1) 人口特性

- 日本全国で人口減少・少子高齢化が進む中、本市では平成21年（2009年）以降に彩都西部地区などでの居住が進み、総人口は微増傾向が続いてきましたが、令和7年（2025年）をピークとして減少する予想となっており、少子高齢化は避けることができない状況となっています。



出典：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計
 図 茨木市における推計人口推移

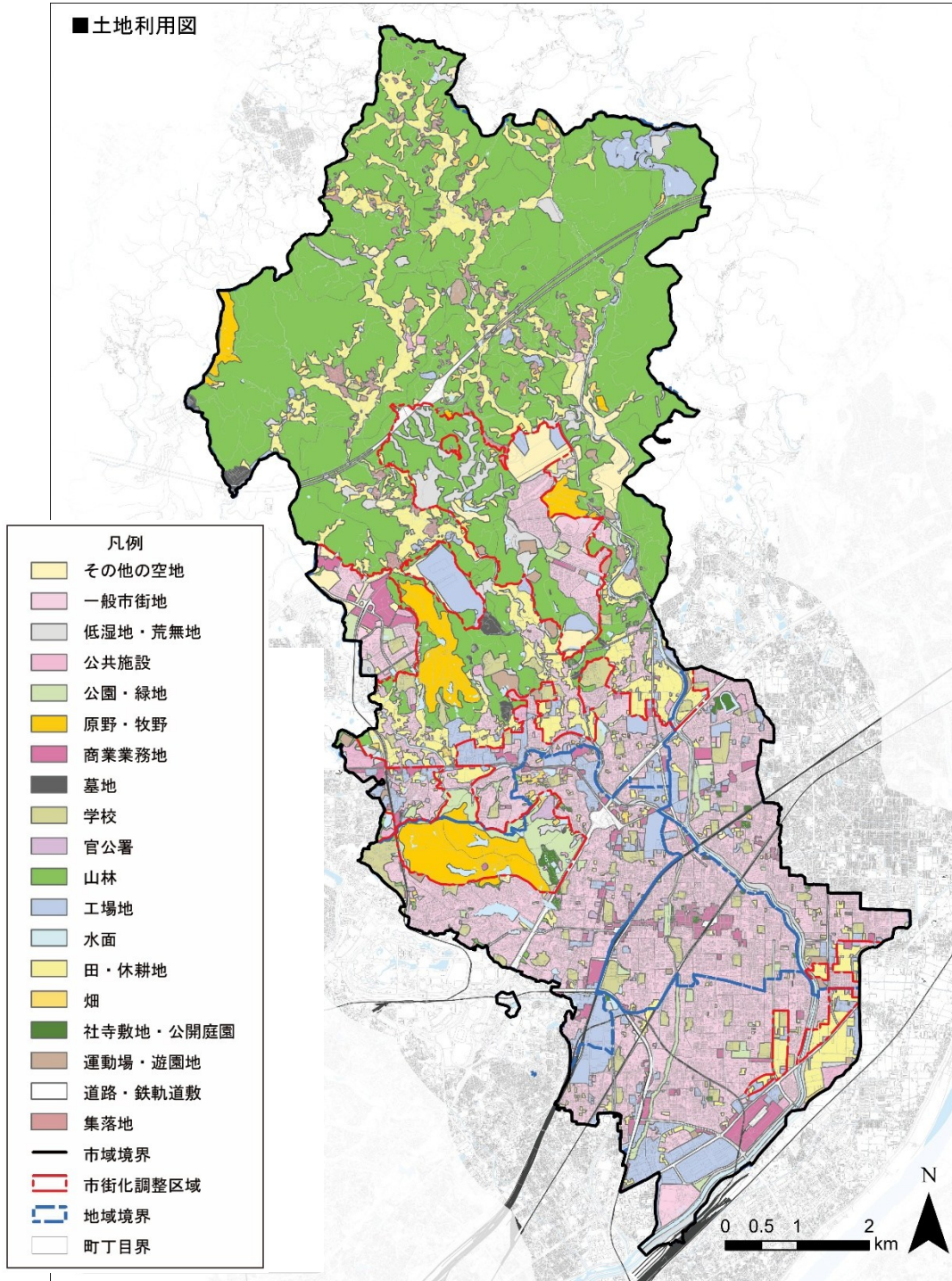
- 地域ごとの人口特性をみると、市街地が広がる南部の人口密度が高くなっています。年齢層では、近年新たに市街地整備が進んだ彩都西部地区やJR総持寺駅周辺では15歳未満の若年層の割合が比較的高く、北部地域や丘陵地の既存集落などでは65歳以上の高齢者の割合が比較的高い状況となっています。



出典：令和2年（2020年）年国勢調査結果（総務省統計局）を加工して作成
図 人口特性図

(2) 土地利用状況

- 本市の土地利用は、市北部の大半を占める山林が37.3%と最も多く、次いで南部に広がる一般市街地（住宅地）が23.0%、田・休耕地が10.1%、工場地が5.7%となっています。

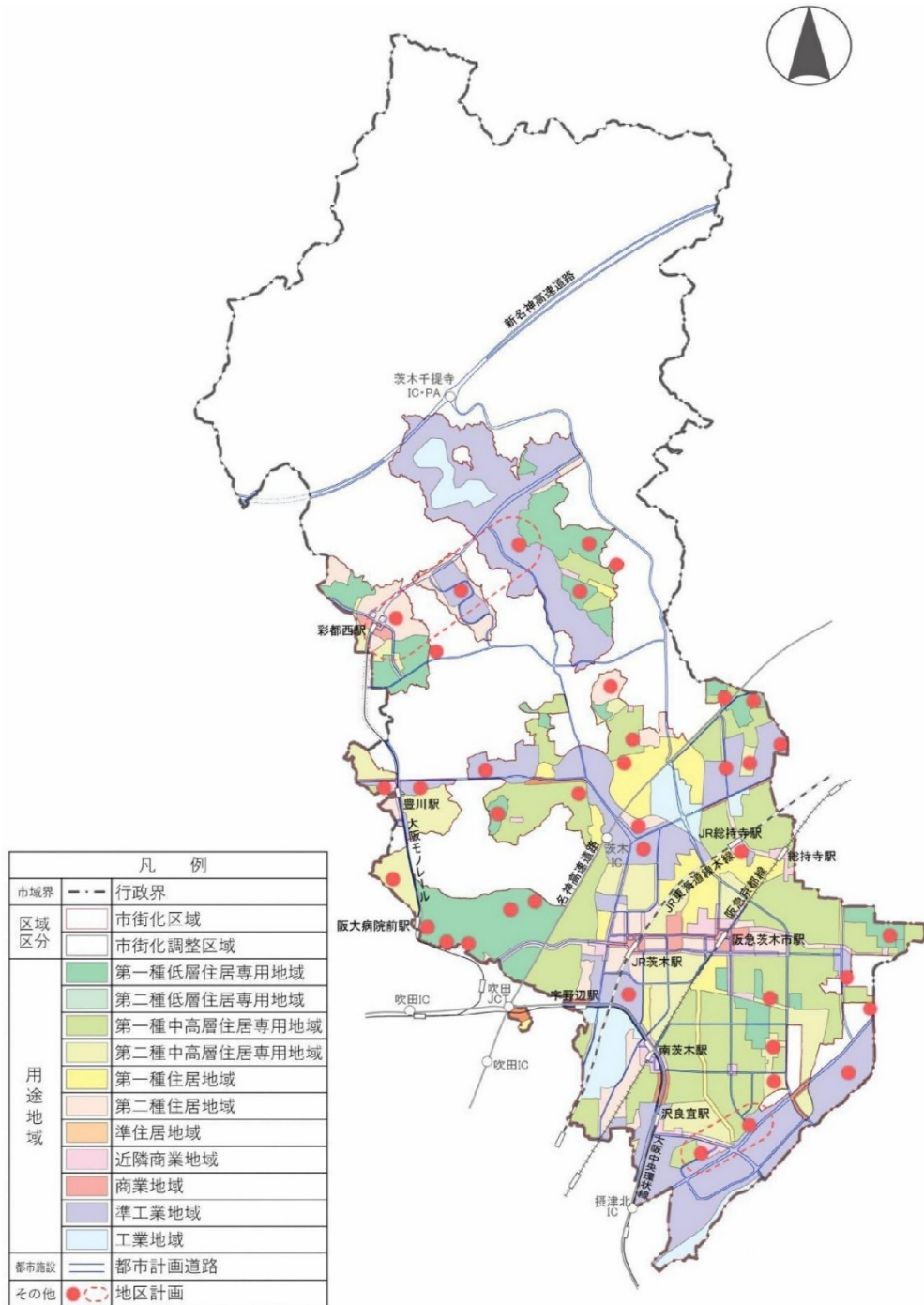


出典：令和2年（2020年）都市計画基礎調査結果をもとに一部修正

図 土地利用状況

(3) 都市計画

- 都市計画区域は、市全域の7,649haであり、市街化区域3,398ha、市街化調整区域4,251haに区分しています。令和元年には南目垣・東野々宮地区（74.8ha）において、市街化区域への編入が行われました。
- 41地区で地区計画が指定されており、そのうち6地区で緑化率の制限を定めています。また、5地区で建築協定、2地区で景観協定が締結されており、敷地内での緑化に努められています。



出典：茨木市都市計画マスタープラン参考資料（令和7年（2025年）3月時点）

図 都市計画図

3) みどりの状況

本市のみどりの現況を以下に示します。

(1) 緑被状況

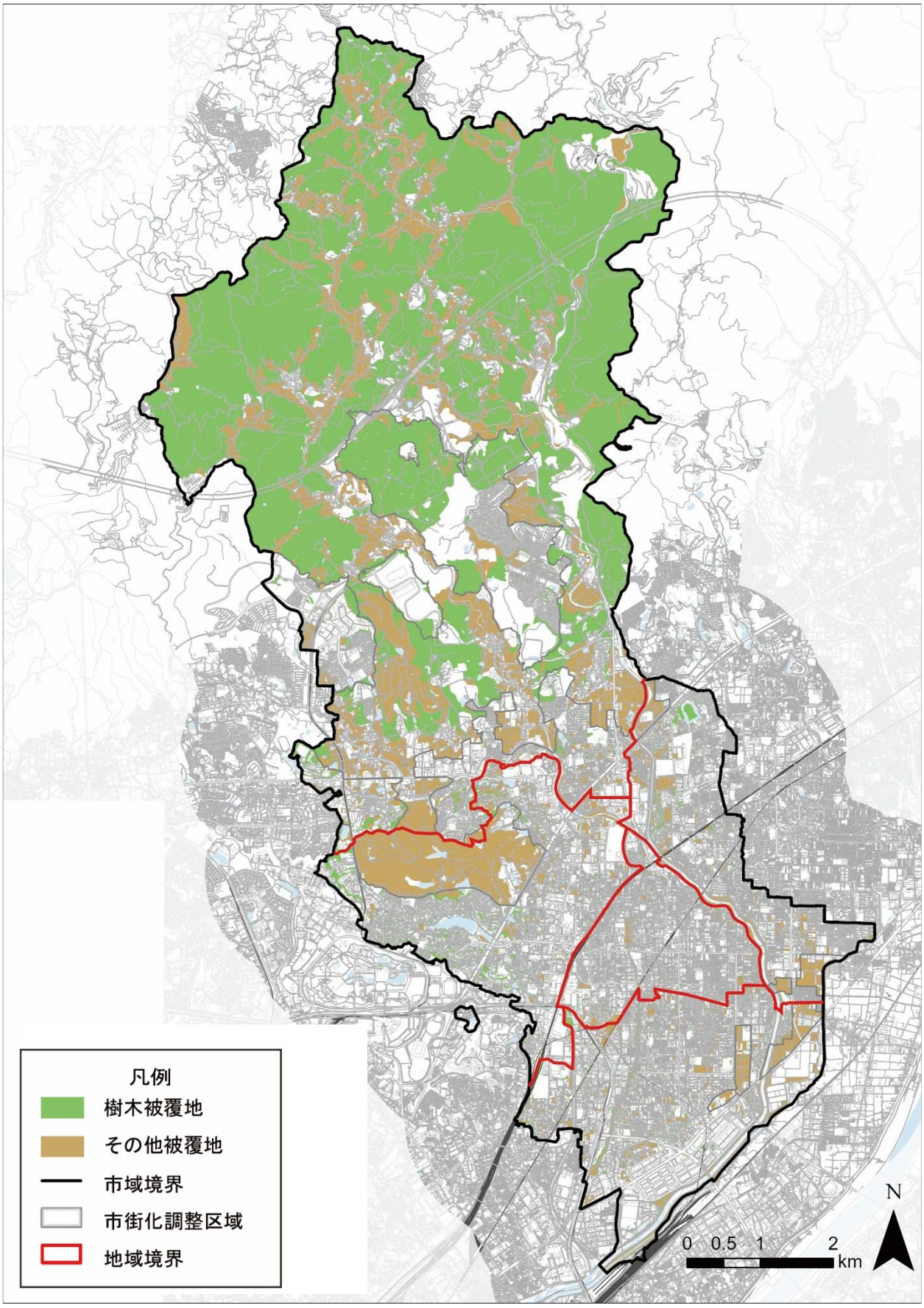
- 本市の樹林地や草原、農地など、樹木や草地などで被われた緑被地の状況は、市街化区域では9.9%、市街化調整区域では84.7%、市域全体では51.5%となっています。
- 緑被面積の変化をみると、中間見直し時(令和3年度)の緑被状況図から市域全体で約700ha程度減少しています。これは、安威川ダムや彩都東部地区や南目垣・東野々宮地区の造成などにより、緑被面積が減少したことが大きな要因となっています。

表 緑被状況（令和7年（2025年）9月時点）

区域区分	全体面積 (ha)	緑被面積		
		樹木被覆地 (樹林地)	その他緑被地 (草原、農地、果樹園等)	合計
市街化区域	3,398	189.6	146	336
		5.6%	4.3%	9.9%
市街化調整区域	4,251	2,467	1,134	3,601
		58.0%	26.7%	84.7%
市全域	7,649	2,657	1,280	3,937
		34.7%	16.7%	51.5%

※市街化区域については、中間見直し時（R3年度）から減少した面積を収集可能な最新の土地利用図および航空写真等から把握。

※市街化調整区域については、土地利用図等から山林、農地等を把握。



※令和7年（2025年）9月時点

図 緑被状況図

(2) 公園・緑地の状況

- 本市には、全部で522箇所の公園・緑地が整備されており、そのうち都市公園は145箇所、その他の緑地が79箇所、児童遊園が298箇所となっています。近年では彩都地区における新たな公園やダムパークいばきたなど、大きな公園も整備が進んでいます。
- これまでの公園・緑地の推移をみると、市街化が急速に進んだ1970年代から1980年代前半、2000年代に大きく整備が進みました。その結果、全公園の約1/3が整備後50年以上、半数以上が整備後30年以上経過しており、施設の老朽化や樹木の太径木化などが進んでいます。
- このような中、本市のグリーンベルトとして市民に親しまれてきた元茨木川緑地においても、昭和50年（1975年）の開設から50年が経過し、老化して樹勢の低下した樹木や傷みが目立つベンチなどの施設も見られ、樹木の更新や施設などの再整備を進めています。

表 公園・緑地の状況

上段：箇所数（箇所）

下段：面積（ha）

種 類		計 画 決 定	同左開設 ①	計画決定以外 （開設済）②	開設公園の計 ①+②	
基 幹 公 園	住区基 幹公園	街区公園	61	61	40	101
			12.16	12.43	6.09	18.52
		近隣公園	14	11	4	15
			25.40	21.32	23.11	44.43
	地区公園	4	4	—	4	
		18.70	15.70	—	15.70	
	都市基 幹公園	総合公園	3	2	1	3
			32.50	11.81	8.78	20.59
	小 計		82	78	45	123
			88.76	61.26	37.98	99.24
都 市 緑 地 （都市公園・告示）		1	1	21	22	
		20.00	13.12	8.10	21.22	
都 市 公 園 計		83	79	66	145	
		108.76	74.38	46.08	120.46	
都 市 公 園 1 人 当 面 積 （㎡/人）		—	—	—	4.21	
そ の 他 の 緑 地		—	—	79	79	
		—	—	46.03	46.03	
児 童 遊 園		—	—	298	298	
		—	—	13.20	13.20	
公 園 等 合 計		83	79	443	522	
		108.76	74.38	105.31	179.69	
公 園 等 1 人 当 た り 面 積 （㎡/人）		—	—	—	6.29	

（令和7年（2025年）3月時点）

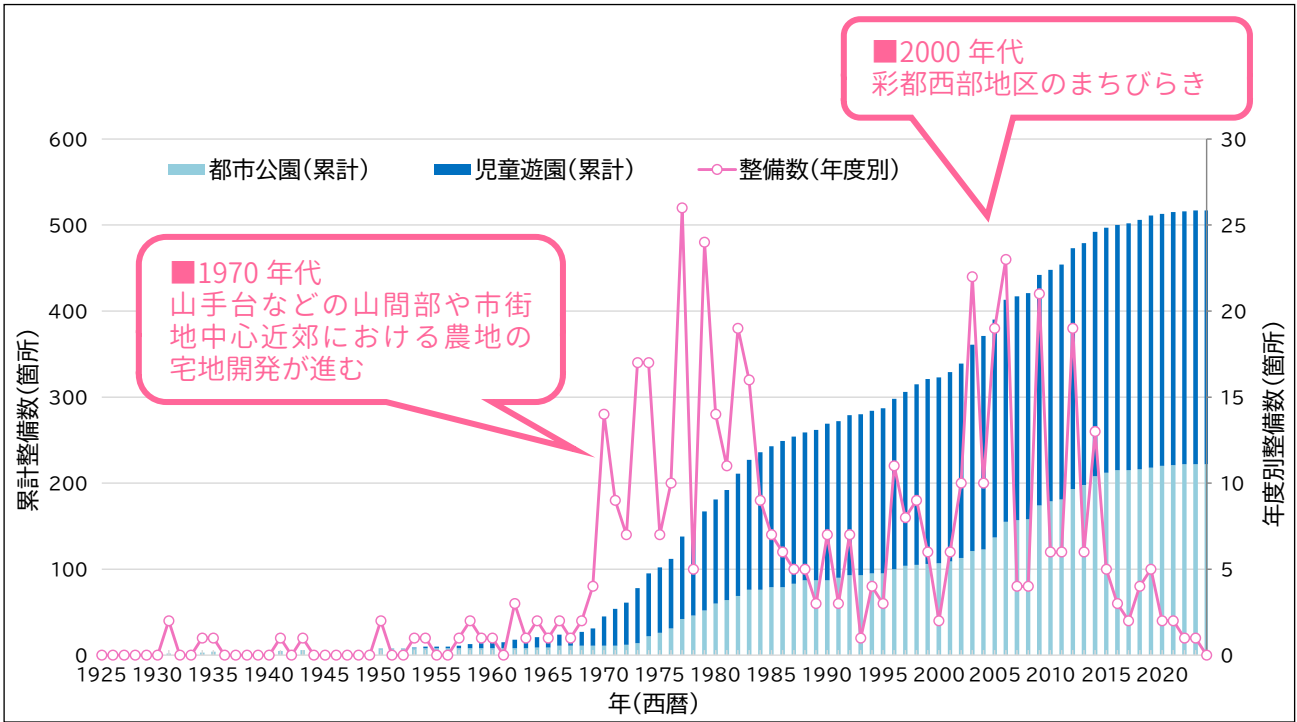


図 公園・緑地整備の推移

コラム①

市内の公園・緑地の紹介

本市には、大小様々な公園や緑地があります。週末のレジャーや観光に利用されるダムパークいばきたや西河原公園のような大規模な公園、日々の暮らしで利用される比較的規模が小さい公園（地区公園、近隣公園、街区公園、児童遊園※）や緑地がたくさん整備されています。

※公園の種類については、資料編●ページをご参照ください



西河原公園
(総合公園)



元茨木川緑地
(都市緑地)



若園公園
(地区公園)



あさぎ里山公園
(近隣公園)



丑寅公園
(街区公園)



松沢池児童遊園
(児童遊園)

- 公園の分布状況を見ると、近接して複数存在する地域や、ほとんど存在しない地域があるなど、公園の配置状況が地域ごとに異なっています。

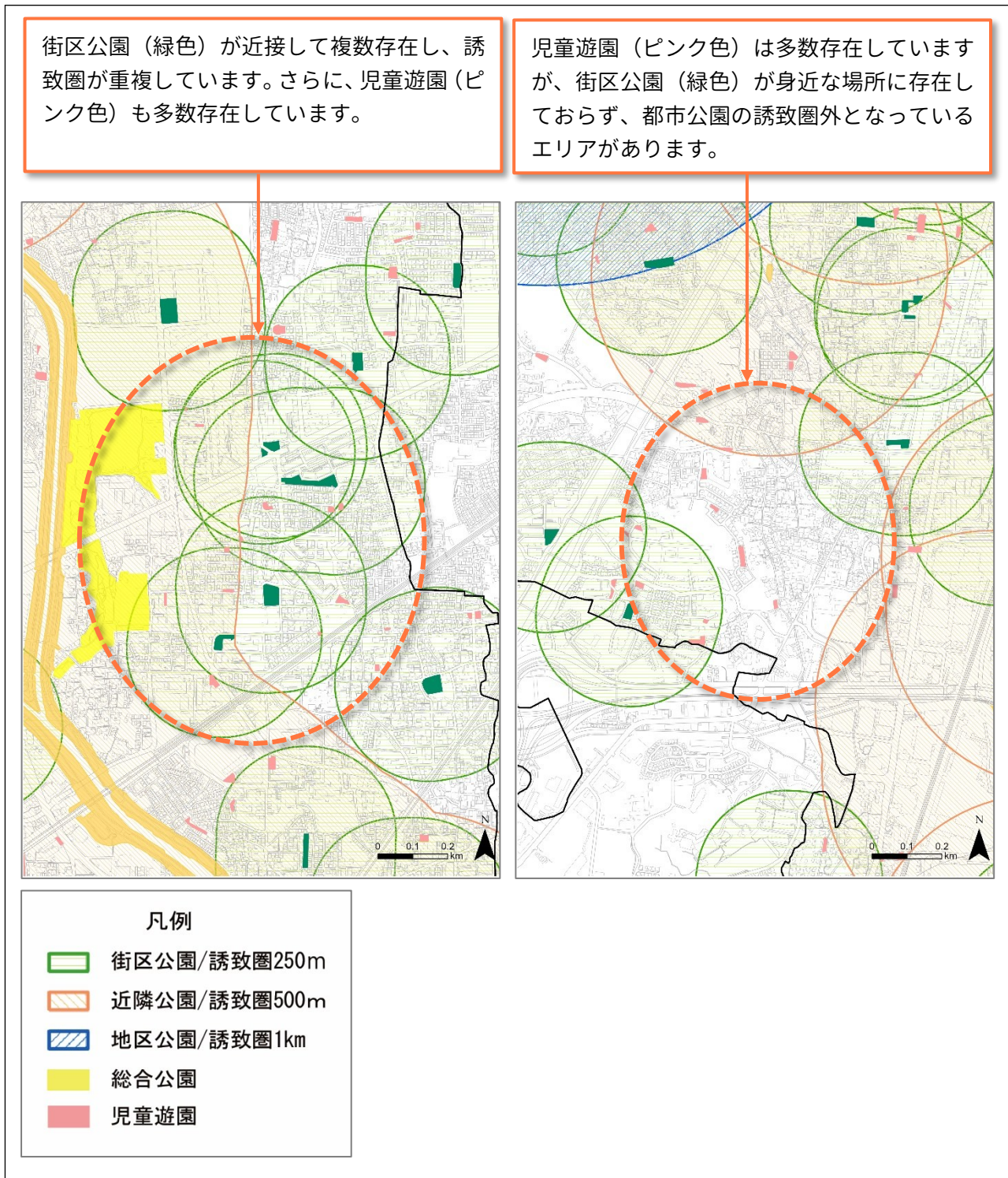


図 誘致圏域の重複等の状況（例）

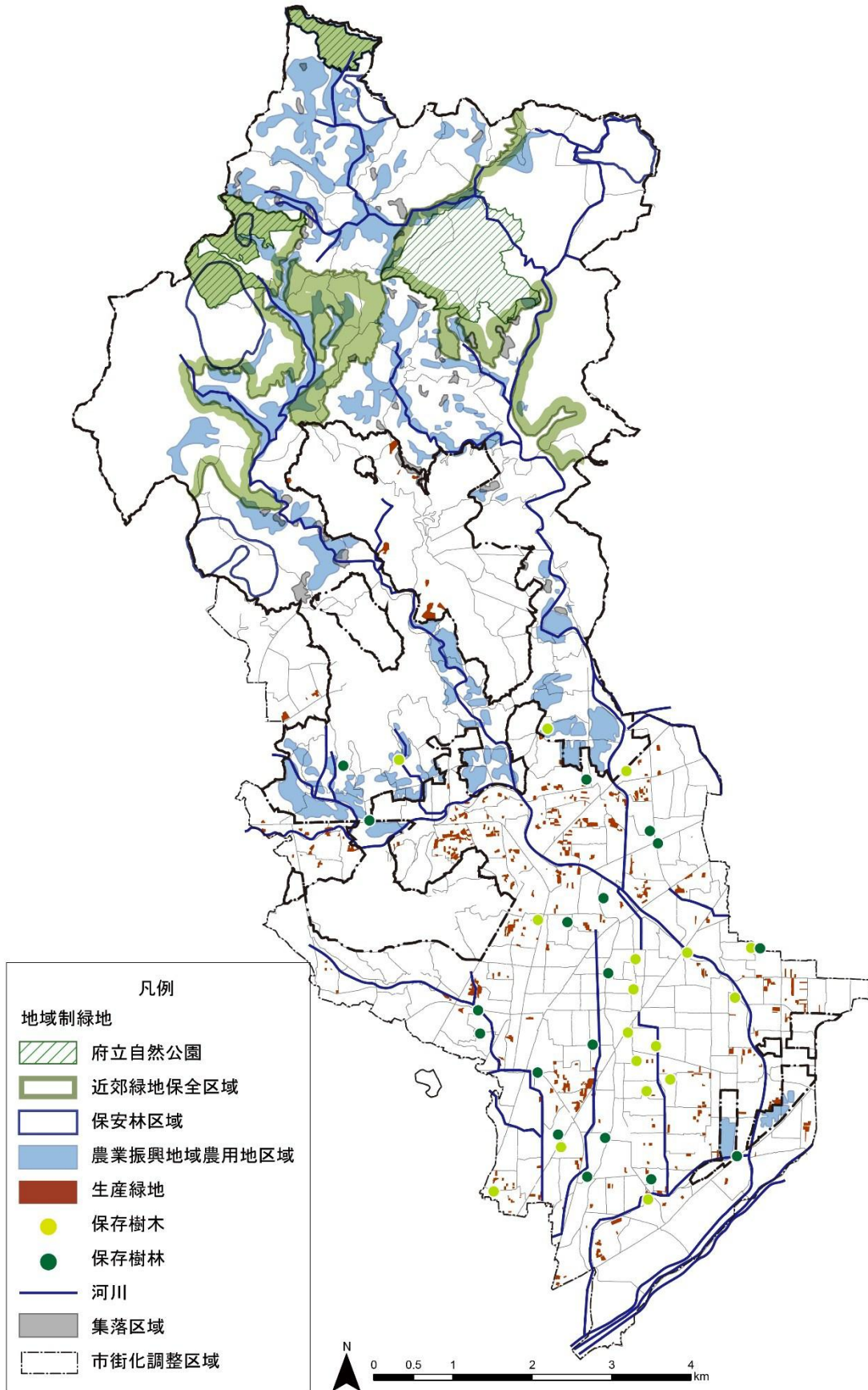
(3) 地域制緑地

- 地域制緑地とは、一定の土地の区域に対して、法律などでその土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的として指定する緑地です。茨木市における地域制緑地の指定状況は下表のとおりです。
- 自然公園、近郊緑地保全区域、保安林、地域森林計画対象民有林が主に山地部で指定され、生産緑地地区、保存樹林などは都市部で指定されています。現在、延べ4,869haがこれらの施策により指定され、保全が図られています。
- ボランティア団体などが環境教育や里地里山の保全などに取り組んでおり、平成19年（2007年）7月には、茨木市内の里山・里地保全ボランティア団体や環境教育ボランティア団体、地元自治会、大阪府森林組合、茨木市林業推進協議会などが参画する「里山サポートネット・茨木」が設立されました。「里山サポートネット・茨木」では、茨木市里山センターの管理・運営のほか、地域交流・イベント（里山まつり他）の開催、各種講座・教室の開催、市民参加による里山里地保全活動の推進などに取り組んでいます。
- 生産緑地地区については、平成4年（1992年）の指定開始から30年が経過し、特定生産緑地への指定を進めているものの、指定解除により減少傾向となっています。

表 地域制緑地の現況

区分		現況		
		箇所数（箇所）	面積（ha）	市域内に対する面積の割合（%）
法によるもの	自然公園	3	324	4.24%
	近郊緑地保全区域	-	1,395	18.24%
	保安林	-	234	3.06%
	地域森林計画対象民有林	-	2,483	32.46%
	農業振興地域農用地区域	-	384	6.39%
	生産緑地地区	235	42.87	0.56%
	河川区域	11	(65,175m)	-
要綱	保存樹木	24	(43本)	-
	保存樹林	18	6	0.08%
地域制緑地 合計		291	4,869	63.65%

（令和6年（2024年）3月時点）



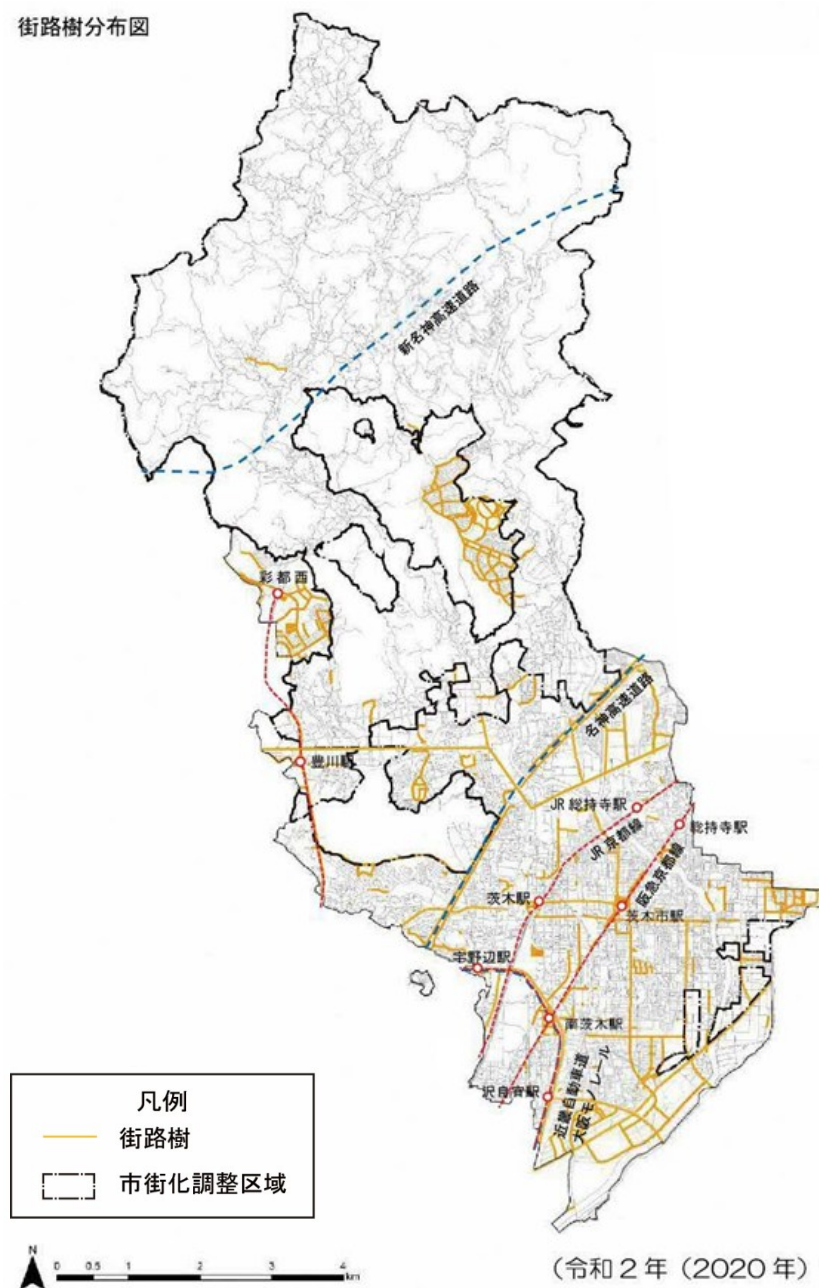
(令和6年(2024年)3月時点)

図 地域制緑地位置図

(4) 街路樹

- 幹線道路や計画的に整備された市街地を中心にイチヨウ、ケヤキなどのきめ細かな植樹がなされています。
- 一部の道路では、身近に利用する道路を自分たちのこどものように育てていくというコンセプトのもと、地元団体が継続的に清掃や緑化などの活動を行うアドプトロードの取組が行われています。大阪府の認定を受けてアドプトロードに取り組む団体は過去5年で5団体増加しており、現在、JR茨木駅東口や山手台などで14団体が清掃や植栽管理などに取り組んでいます。

街路樹分布図



山手台のイチヨウ



真砂地区のケヤキ

(5) みどりにかかる活動

- 市民主体による公園・緑地の維持管理、里山保全、環境教育などみどりに関する様々な活動が展開されています。
- ボランティア団体や事業者の参画も含め、市民主体による公園・緑地の維持管理、里山保全（アドプトフォレスト制度の活用など）、環境教育などみどりに関する様々な活動が展開されています。
- これらの団体が継続的に活動されていますが、参加メンバーの高齢化や地域活動団体の維持が困難となっていることなどから、活動を引き継ぐ担い手の不足や世代交代が進まないなどの問題に直面している団体もあります。

表 みどりにかかる活動団体一覧（令和7年（2025年）3月末時点）

団体名	活動場所 (団体数)	活動内容
公園美化協定団体	中央公園他（22団体）	公園の清掃美化活動
自治会、老人会等の児童遊園管理	各児童遊園	児童遊園に関しては地域団体が草刈り、清掃等日常管理を行う
老人会公園清掃	元茨木川緑地	年1回の清掃美化活動
老人会等の緑化活動	市内各所	各小学校での花苗育成
花と緑の街角づくり協定団体	(143団体)	市との協定により、公園花壇や空閑地、民有地の草花を管理する
市民団体緑化活動	郡小学校、郡山小学校	校庭芝生管理
グリーンボランティア	市内各所	公園・緑地の管理、街路樹の灌水
アドプトリバー	(6団体)	安威川、茨木川、大正川の美化活動（学園町、西田中、三島、太田、天王）
アドプトフォレスト	岩阪、泉原、銭原（4団体）	森林の保全活動
里山サポートネット・茨木	里山センター<泉原>	市民参加型里山保全の推進、里山保全のための啓発活動及び森林整備
茨木ふるさとの森林づくり隊	銭原	森林整備、里山保全再生 他
茨木里山を守る会	千提寺	森林整備、里山保全再生 他
車作里山倶楽部	車作	森林整備、里山保全再生 他
泉原棚田を守る会	泉原	泉原地区の棚田を保全する
彩都の棚田を守る会	彩都あさぎ	彩都地区の棚田を保全する
鉢伏山森づくりの会	岩阪	森林整備、里山保全再生 他
茨木交流倶楽部花咲かせ隊	元町	中心市街地の花壇や空閑地の花苗を管理
茨木自然保護研究会	市内各所	自然環境、生物の調査研究
茨木バラとカシの会	市内各所	自然観察、小学校での自然観察



里山保全活動



環境教育

(6) 本市のみどりの状況

- 本市は、市域の北半分が山間部・丘陵地、南半分は市街地が広がる平野となっており、前者にはダムパークいばきた、後者には「文化・子育て複合施設 おにクル」、それと一体となった中央公園というみどりの拠点が存在し、南北に連なる安威川と元茨木川緑地が本市の骨格となるみどりの軸を形成していることが、広域的に市全体から見たみどりの特性です。
- 市全体としては、北部地域の豊かなみどりや安威川、元茨木川緑地、ダムパークいばきた、中央公園などのみどりのネットワーク化により、本市の魅力向上や生物多様性の保全、山とまちのつながりや賑わいを広げる取組の推進などが求められます。
- また、老朽化した都市公園施設の再整備など市街地のみどりの質の向上が課題となっているほか、長期的に事業未着手となっている都市計画公園・緑地の見直しが求められます。

コラム②

茨木市の公園・緑地の紹介②

●元茨木川緑地（都市緑地）

元茨木川緑地は、昭和24年（1949年）に廃川となった、全長5キロメートルの茨木川をグリーンベルトとして整備したもので、桜を主にクスノキ、カシ、ハナミズキ、ケンポナシ等約40種の木々や、白砂青松コーナー、梅園、花壇、オリーブの森等変化に富む景観は四季折々の姿を楽しませてくれます。「茨木市民さくらまつり」や「蚤の市」といったイベント、自然観察会、日々のジョギング等、市民の憩いと安らぎの場となっています。また、より安全に使いやすくするため、平成31年3月に策定した「元茨木川緑地リ・デザイン計画」を元に、再整備や桜の植樹などが行われています。

受賞等：大阪みどりの百選（平成元年度）選定、緑地一部が都市景大賞優秀賞などを受賞

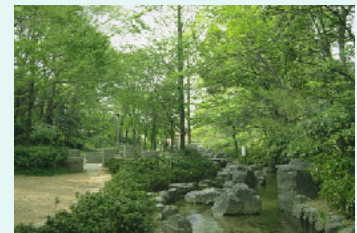


元茨木川緑地

●西河原公園（総合公園）

西河原公園は、従前からの樹木や竹やぶ、用水路をそのままに活かした自然豊かな公園です。園内には、様々な野鳥のほか、蝶やカワトンボなどの昆虫の姿も見られ、園内の小川には小魚が泳ぐなど、市街地のなかではありますが、小動物の楽園となっています。平成24年度から本市初の防災機能を備えた総合公園として拡張、開設され、テニスや広場でのスポーツも楽しめます。専門家の指導のもとバラ花壇の管理を行うボランティア活動も行われています。

受賞等：大阪緑の百選（平成2年度）に選定



西河原公園

●岩倉公園（近隣公園）

岩倉公園は、立命館大学大阪いばらきキャンパスと一体的に整備された公園です。遊具や健康遊具が設置されており、こどもから大人まで多くの人に親しまれています。防災公園としての機能も担っており、災害時には一時避難地として使用されます。また、キャンパス内の里山エリアでは、市民と学生が一体なった管理が行われており、こどもたちにも人気の遊び場所になっています。近くには春日神社の樹林もあり、まちなかでみどりと触れられる環境となっています。

受賞等：大阪ランドスケープ賞2015大阪府知事賞



岩倉公園

4) 地域ごとのみどりの特性

本市を、中央部、南部、東部、西部、北部の5つの地域に分け、各地域の特性について次頁以降に整理します。

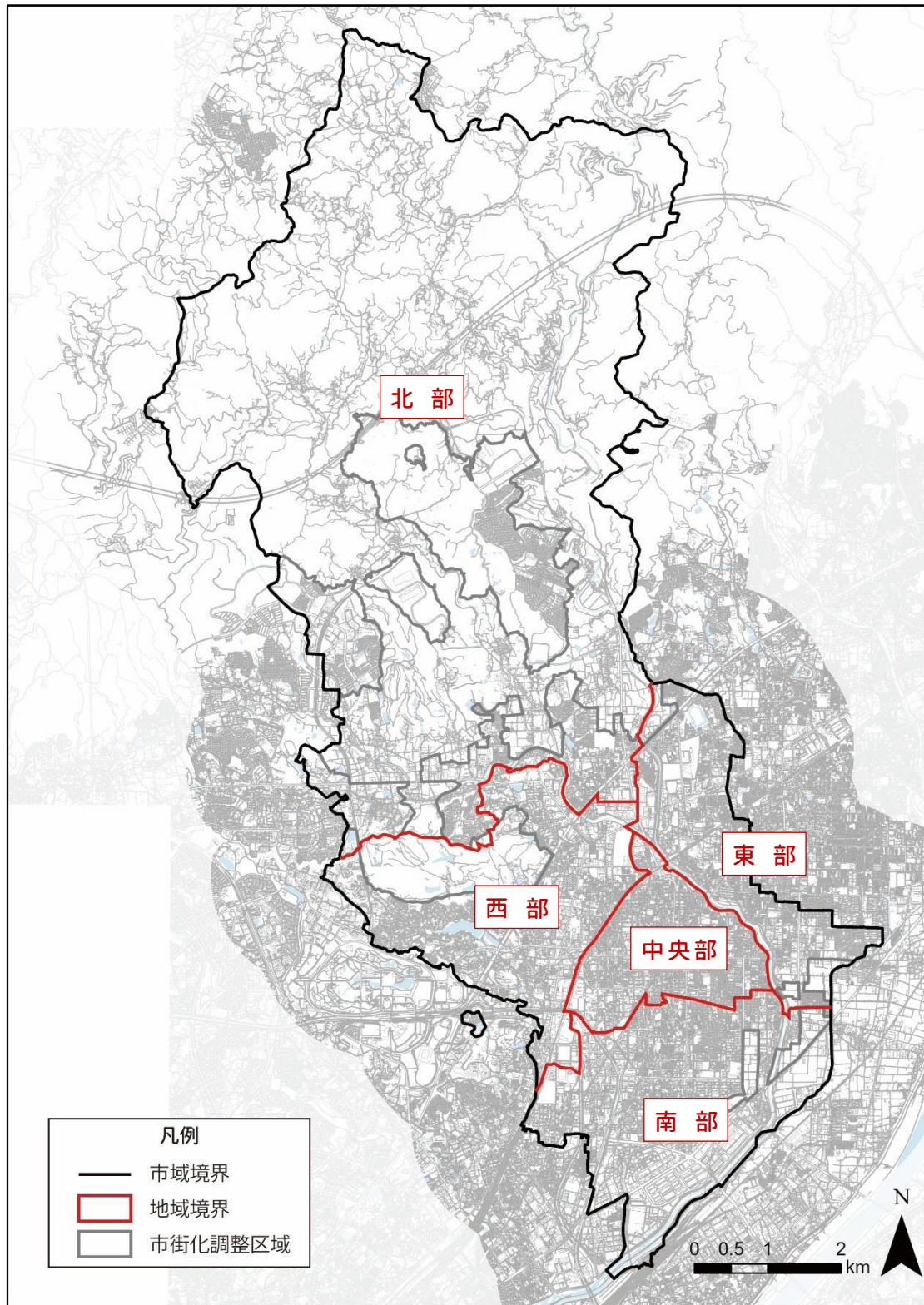
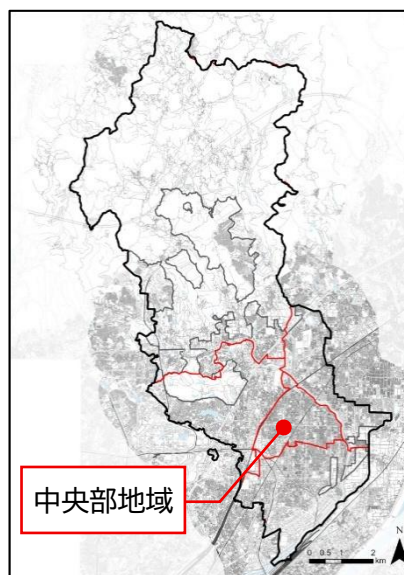


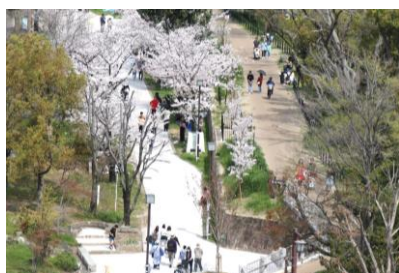
図 地域区分

(1) 中央部地域のみどりの特性

中央部地域は、都市機能が集積した本市の中心市街地を含む地域であり、市民会館跡地エリアの整備による中央公園や元茨木川緑地の再整備が行われ、本市のみどり豊かなまちの顔となる環境と景観を形成しています。メインストリートである中央通りと東西通りを含め、まちの顔となる質の高いみどりの維持と、人の交流や賑わいを生み出す場としてのみどりの活用が望まれる地域です。



- 元茨木川緑地や「文化・子育て複合施設 おにクル」、それと一体となった中央公園や市役所などの都市機能が集積し、2コア1パーク&モールの都市構造の実現に向けた中心市街地の活性化が進められており、市街地でありながらみどり豊かなまちの景観を形成しています。
- 今後も市民会館跡地エリア第二期整備による中央公園の再整備や阪急茨木市駅西口駅前周辺整備のほか、街路樹のみどり資源の充実、質の高いみどりの維持、活用が期待されます。
- 中央通り、東西通りのメインストリートは、茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインに基づく緑化により、賑わいや潤いの景観形成が望まれています。
- 岩倉公園、桑田公園などの近隣公園があり、自然とのふれあいや地域交流などに活用できるみどりの拠点、災害時の避難地などとしての機能を有しています。
- 街区公園以下の小規模公園などが多数存在しており、街路樹とともに市民の暮らしの身近に存在するみどりとなっています。一方で、小規模公園などの機能や施設の配置には重複や偏りも見られます。
- 本地域には街路樹、城下町の面影を残すまちなみ、生産緑地などの農地や水路があり、身近に感じられるみどりや、生物の生息環境としてのみどりが存在しています。



元茨木川緑地



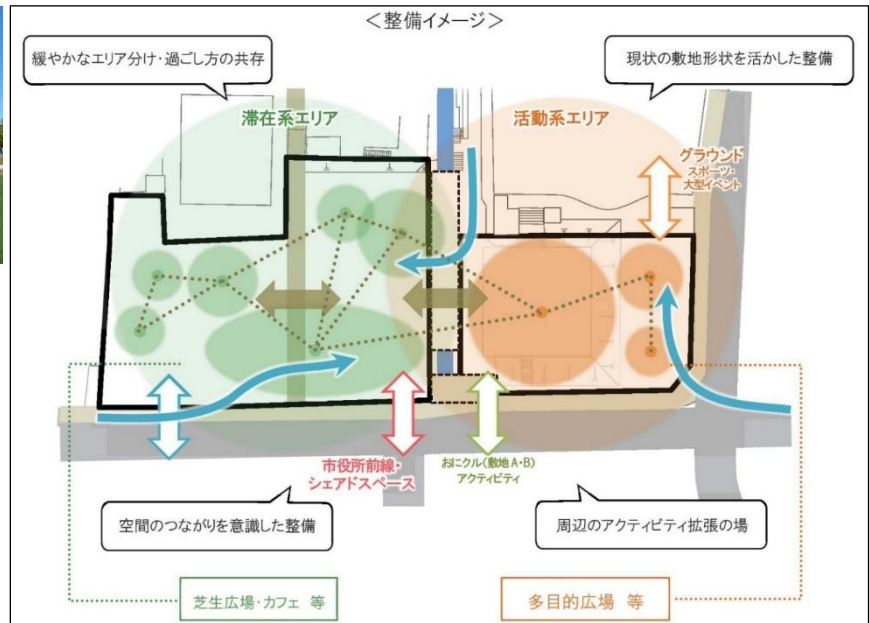
文化・子育て複合施設おにクル



岩倉公園



中央公園（旧 IBALAB@広場）



出典：市民会館跡地エリア第二期整備基本計画

図 市民会館跡地エリア第二期整備イメージ

コラム③

市民会館跡地エリアの活用

旧市民会館の跡地と中央公園周辺を含めた区域を市民会館跡地エリアとし、その活用を検討し、「育てる広場」をコンセプトとして、旧 IBALAB@広場で、様々な活動やルールづくり等に市民のみなさんと取組んできました。

●第一期整備から第二期整備へ

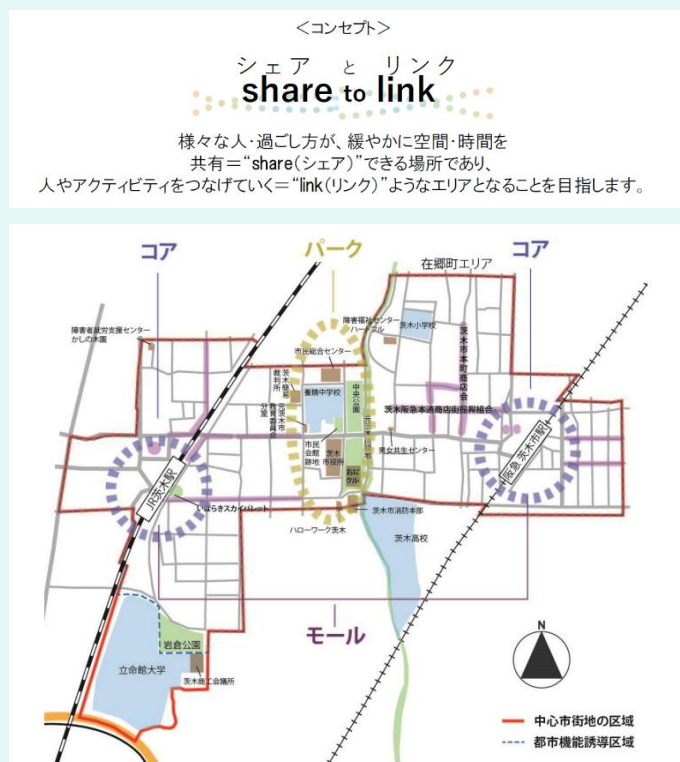
令和5年秋には、第一期整備として、中央公園の南側の芝生広場と文化・子育て複合施設「おにぐる」がオープンし、これにあわせて元茨木川緑地の一部も歩行者空間の改善等の再整備をしました。

第二期整備では、整備コンセプトを「share to link」(シェアとリンク)とし、整備に向けて、手持ち花火利用可エリアや試験的なバスケットゴールの設置等を実施しています。

●中心市街地の活性化へ

本市では、市民会館跡地エリアと周辺の元茨木川緑地等を「パーク」、JR茨木駅・阪急茨木市駅の両駅周辺を「コア」、2つのコアを結ぶストリートや商店街を「モール」と位置付け、まちなかを「2コア1パーク&モール」という都市構造で捉え、中心市街地の活性化に取り組んでいます。

右図：中心市街地の構造
(出典：市民会館跡地エリア第二期整備基本計画)



第1章
みどりの基本計画とは

第2章
茨木市のみどりの特性と課題

第3章
目指すべきみどりの方向性

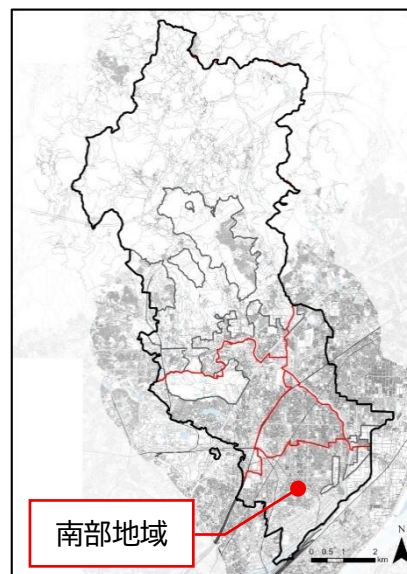
第4章
みどりのまちづくりの取組

第5章
重点的な取組

第6章
計画の推進

(2) 南部地域のみどりの特性

南部地域は、旧来からの集落や住宅地と、幹線道路沿いの産業集積地からなる地域となっており、平田・玉島・野々宮の市街化調整区域内には農地が広がっています。また、元茨木川緑地や安威川、若園公園、大正川など、本市のみどりの骨格となるみどりや比較的大規模な公園が存在します。また、「イコクルいばらき」では、大規模な商業施設や多機能型物流施設を核とした新たな活力と賑わいを生むまちづくりが進められています。河川などのまとまったみどりの保全や、若園公園など地域の拠点となるみどりの活用、日常的に利用できる近隣公園などの活用や質の向上などが望まれる地域です。



- 安威川、大正川、高瀬川などの河川・水路、そして元茨木川緑地、沢良宜公園、若園公園、水尾公園など比較的大規模な公園が存在しています。
- 街区公園以下の小規模公園などが多数存在しており、街路樹とともに市民の暮らしの身近に存在するみどりとなっています。しかしながら、幹線道路や鉄道、河川がいくつも交差し地域を分断しているため、利用できる身近な公園緑地が限られています。
- 平田・玉島・野々宮の市街化調整区域内には、一団の農地が存在するほか、高瀬川通りなどの街路樹、河川や水路が見られ、身近に感じられるみどりが存在しています。
- 南目垣・東野々宮地区の土地区画整理事業で整備された商業・物流施設が立地する「イコクルいばらき」は、南部地域の拠点として賑わいと活力あるまちづくりが進められ、民間事業者により整備されたイコクルいばらき南目垣公園が存在しています。



若園公園



大正川河川敷公園



安威川河川敷公園



イコクルいばらき南目垣公園



イコクルいばらき

第1章

みどりの基本計画とは

第2章

茨木市のみどりの特性と課題

第3章

目指すべきみどりの方向性

第4章

みどりのまちづくりの取組

第5章

重点的な取組

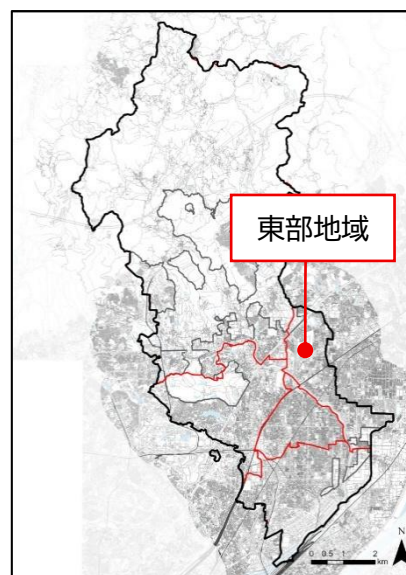
第6章

計画の推進

(3) 東部地域のみどりの特性

東部地域は、みどりの骨格となる安威川、総合公園である西河原公園、住宅団地のみどりや市街化調整区域内の農地、歴史的なまちなみや古墳などのみどりが存在します。これらのみどりの保全、日常的に利用できる近隣公園などの活用や質の向上などが望まれる地域です。

- 安威川、西河原公園などみどりの骨格となる資源があり、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用の推進が期待されています。
- 街区公園以下の小規模公園などが多数存在しており、街路樹とともに市民の暮らしの身近に存在するみどりとなっています。しかしながら、幹線道路や鉄道が地域を分断しているため、利用できる身近な公園緑地が限られています。
- 大規模な住宅団地のみどりや市街化調整区域内の農地、総持寺周辺の歴史的なまちなみなど、身近に感じられるみどりの資源が充実しています。



西河原公園（防災広場）



西河原公園（せせらぎ）



西河原公園（市民プール）



安威川河川敷公園



東雲運動広場（屋外）

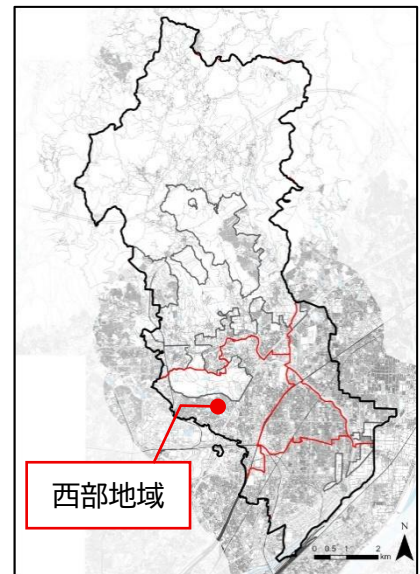


歴史的なまちなみ

(4) 西部地域のみどりの特性

西部地域は、松沢池の周りに住宅地が広がっており、庭木や街路樹のみどり、街区公園など、市民の生活環境の身近にあるみどりが多い地域です。比較的規模が大きな公園では、松沢池公園（通称：春日丘公園）と上穂積公園があり、みどりの拠点としての活用が望まれます。また、街路樹や小規模公園などの適正な維持管理、機能の統合や再配置などにより、みどりの質の向上が望まれる地域です。

- 街区公園以下の小規模公園などが多数存在しており、街路樹とともに市民の暮らしの身近に存在するみどりとなっています。
- 丘陵部の樹林地や社寺林、農地、春日丘地区や集落の戸建て住宅の庭木や街路樹、地区境界部に勝尾寺川、大正川などの河川があり、市民の暮らしの身近に存在するみどり、生物の生息環境としてのみどりが存在しています。



松沢池公園（通称：春日丘公園）



上穂積公園



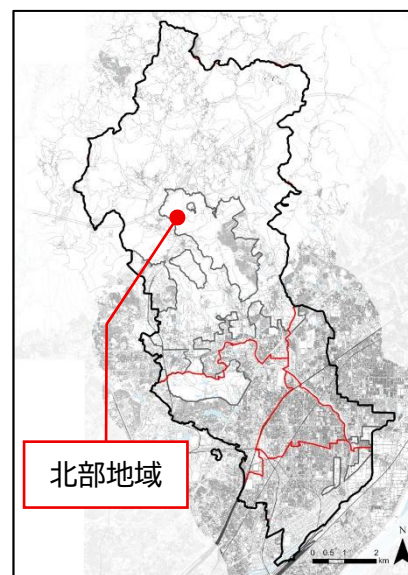
小規模公園（南春日丘二丁目第2児童遊園）



松沢池

(5) 北部地域のみどりの特性

北部地域は、北摂山系がもたらす自然豊かな山地の樹林が広がっています。竜王山周辺・安威川上流部は、国の「生物多様性保全上重要な里地里山」や大阪府の「生物多様性ホットスポット」に選定され、「大阪府立北摂自然公園」にも指定されているなど、貴重な自然環境が残っています。また、北部地域(いばきた)や丘陵地においては、農地がひろがり、山林や集落が一体となった里地里山環境や、景観を形成しているとともに、ダムパークいばきたが整備され、山とまちをつなぐハブ拠点としての活用が期待されます。



- 初期に開発された住宅地には、公園や街路樹が計画的に整備されており、みどり豊かな住環境を形成しています。その一方で、公園施設の老朽化や人口構成の変化に伴うニーズの変化、樹木の大径木化などが見られます。
- 農地や集落、それらと山や丘陵が一体となった里地里山の景観が見られ、それらの保全、観光や自然体験などレクリエーション利用の促進が期待されます。



ダムパークいばきた



忍頂寺スポーツ公園



見山の郷



里地里山



竜王山展望台



彩都の街並み

コラム④

ダムパークいばきた

「ダムパークいばきた」は安威川ダム周辺に整備された市内で最も大きな都市公園です。「湖畔ゾーン」と「風の丘ゾーン」の2つのゾーンがあり、園内には日本最長の吊り橋“GODA BRIDGE（ゴウダブリッジ）”が楽しめる民間施設「GRAVITATE OSAKA」（グラビテート オオサカ）が整備され、公園全体の管理運営を民間企業がおこなっています。この公園の利用をきっかけに「いばきた」の魅力に触れ、訪れたくってもらえるような、“山とまちをつなぐハブ拠点”となることをめざしています。イベントやシャトルバスの情報などは公式ホームページをご覧ください。



風の丘ゾーン



日本最長の吊り橋



ダムパークいばきた
フェスティバル



多目的運動広場エリアイメージ

ダムパークいばきたコミュニティ

ダムパークいばきたを拠点に、自然を活かした体験プログラムなど周辺のにぎわいへつなげる活動をおこなっている「ダムパークいばきたコミュニティ」では、山とまちをつなぐ仲間を募集しています。



コミュニティ総会の様子



コミュニティ活動
(木登り体験)

第1章

みどりの基本計画とは

第2章

茨木市のみどりの特性と課題

第3章

目指すべきみどりの方向性

第4章

みどりのまちづくりの取組

第5章

重点的な取組

第6章

計画の推進

5) みどりに関する市民意識・意向

みどりに関する市民意識・意向を反映させた計画とするため、本市のみどりに関する市民アンケートを実施しました。その概要および結果を以下に示します。

(1) 調査概要

■調査目的

茨木市の公園・緑地などのみどりについて、市民のみどりに対する意識や関わり、今後のみどりのあり方、市民ニーズなど、みどりのまちづくりに関する市民意識の把握

■調査対象

18歳以上の市内在住者 3,000人（住民基本台帳による層化無作為抽出）

■回答方法

郵送によるアンケート票の配布、紙もしくはウェブフォームによる回答

■調査期間

令和6年（2024年）9月13日（金）発送、10月18日（金）回答締切

■回収数・回収率

回収数：1,048票（回収率：34.9%）

■設問項目

I お住まいの地域の緑について

問1	多いと思う緑
問2	緑が増えたと思うか
問3	緑に対する満足度

II 茨木市全体の緑について

問4	多いと思う緑
問5	緑が増えたと思うか
問6	緑に対する満足度
問7	緑に対して望むこと
問8	特に守り育てる必要があると思う緑

III 緑との関わり

問9	現在参加している、今後参加してみたいこと
問10	問9の理由
問11	支援してほしいこと

IV 公園との関わり

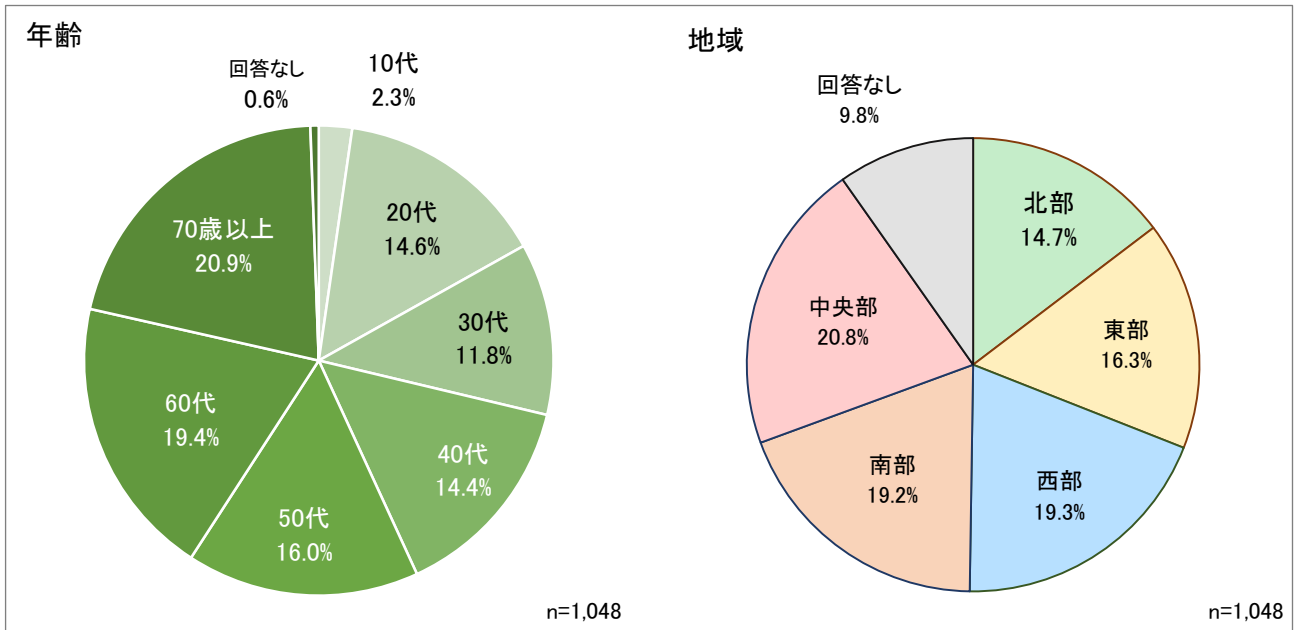
問12	公園の利用頻度
問13	よく利用する茨木市内の公園
問14	よく利用する公園の利用目的
問15	公園に対して望むこと
問16	イベントや維持管理活動などへの参加状況
問17	イベントや維持管理活動などへの参加意欲
問18	小さな公園に対する満足度
問19	小さな公園の今後の方向性
問20	利用が少ない小さな公園の今後の方針
問21	大きな公園の満足度
問22	大きな公園へのニーズ

V 元茨木川緑地について

問23	元茨木川緑地についての印象
問24	元茨木川緑地への関わりのニーズ
問25	改修に対する満足度

自由記述

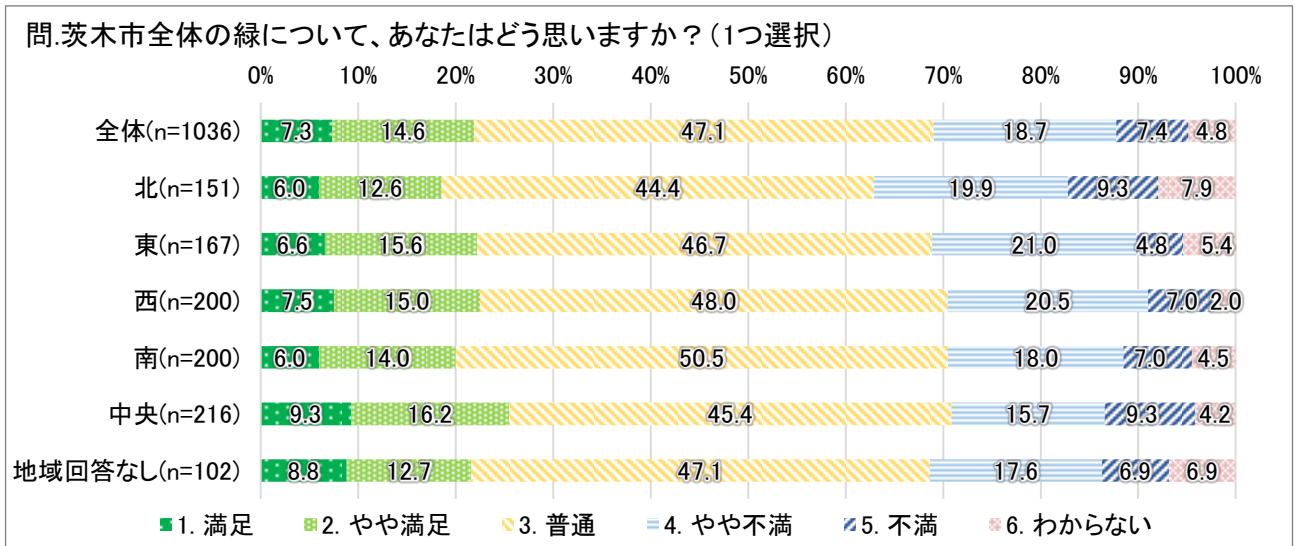
(2) 回答者属性



(3) 調査結果

特徴① みどりに対する意識や満足度には、地域差があります。

- 地域ごとに、みどりに対する満足度が異なっており、中央部地域、東部地域、西部地域では比較的高く、北部地域や南部地域では低い結果となっています。

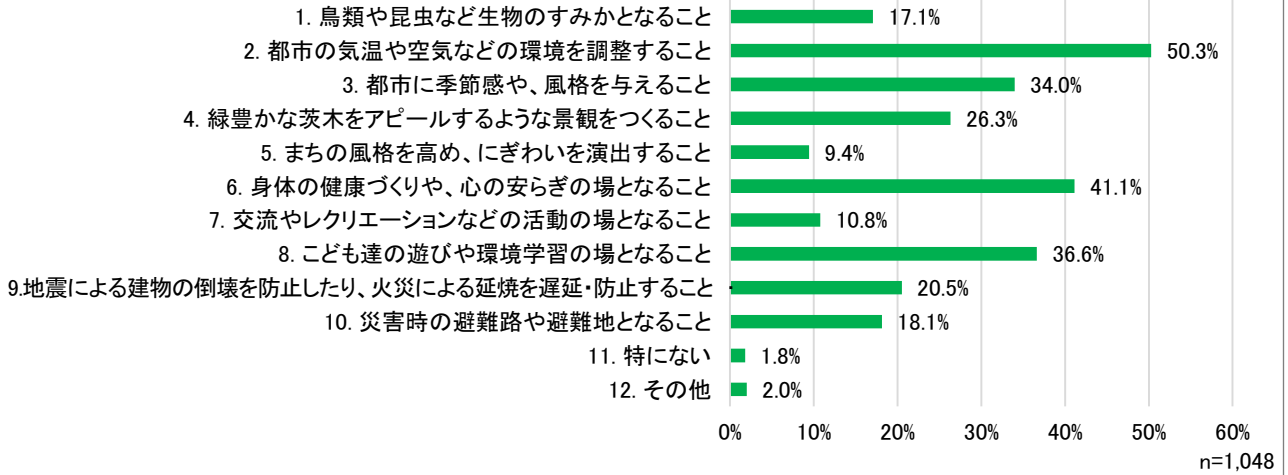


※ 「茨木市全体のみどりについて、あなたはどのように思いますか？」の問いに回答なしの12件を除いて集計。

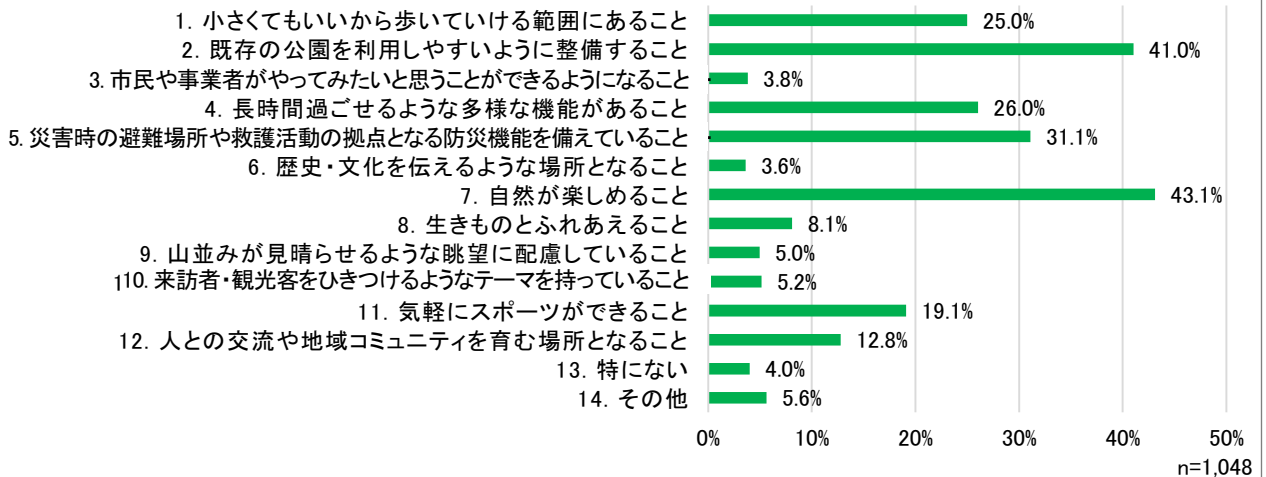
特徴② 市民の生活の身近にあるみどりへの関心が高い状況です。

また、日常の暮らしを良くするためにみどりや公園が果たす役割が期待されています。

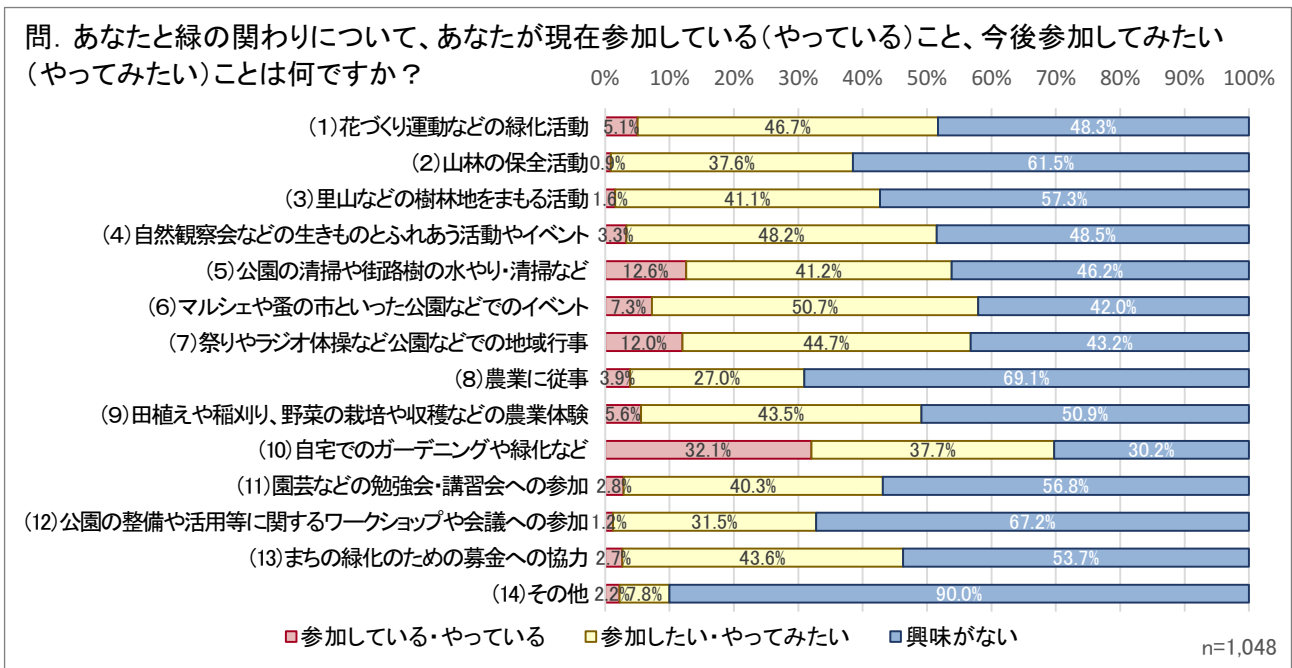
問. 茨木市の緑に対して、今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



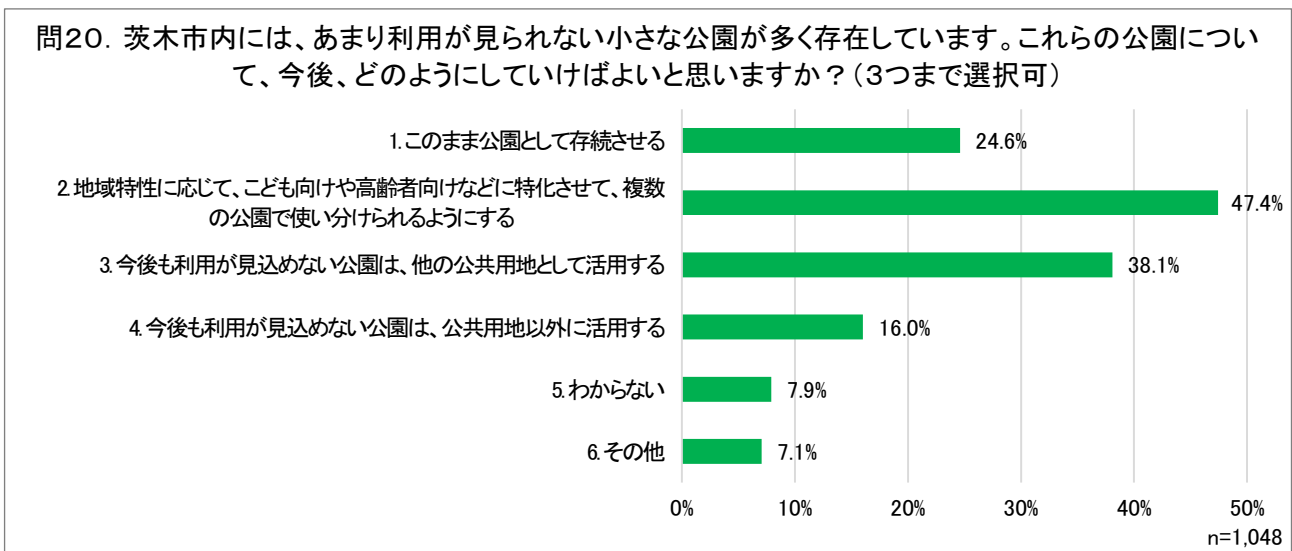
問. 茨木市の公園・緑地に対して今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



特徴③ みどりに関する活動への参加意欲は全体的に高い傾向となっています。特に、みどりの利活用に関する活動への参加意欲が比較的高い状況です。

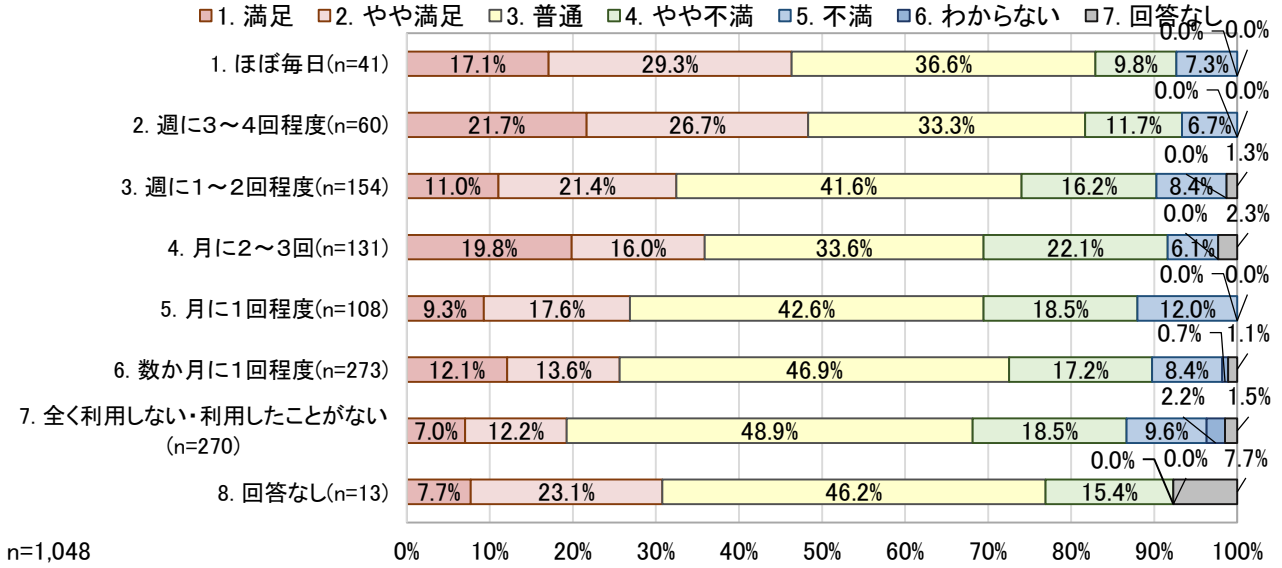


特徴④ 小さな公園については、あまり利用が見られない場合はそのまま公園として存続させるよりも、機能特化・分担や改善を望む人が多いことがわかりました。

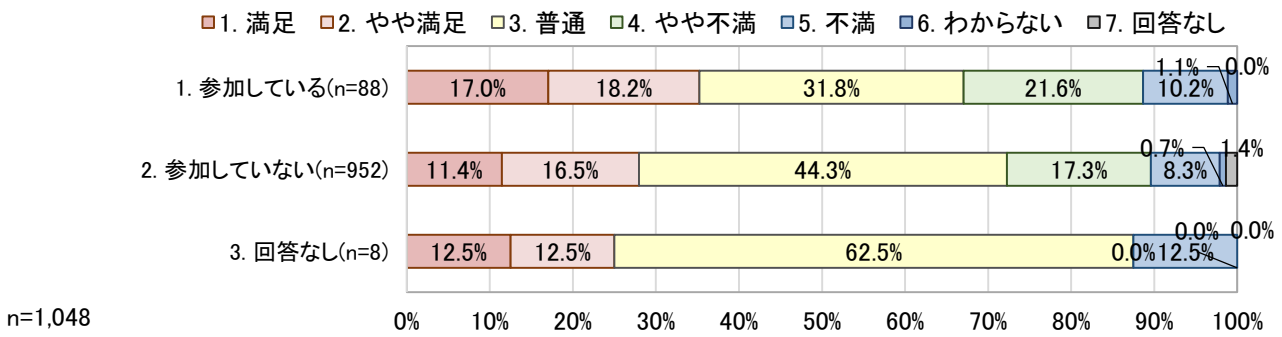


特徴⑤ 公園の利用頻度が高いほど、身近なみどりに対する満足度が高いことがわかりました。また、活動に参加している人の方が、身近なみどりに対する満足度が高くなっていますが、同時に不満も多い傾向となっています。

お住まいの地域の緑に対する満足度(公園利用頻度別)



お住まいの地域の緑に対する満足度(活動への参加状況別)



6) これまでの主なみどりの取組の成果

①山とまち、それぞれのみどりの拠点の形成

令和4年(2022年)以降、中心市街地において「文化・子育て複合施設 おにクル」と中央公園の再整備を一体的に進めるとともに、元茨木川緑地のリ・デザイン計画の策定と再整備、中央通りや東西通りのストリートデザインガイドラインの策定など、ひと中心の居心地の良いまちなかづくりに向けたみどりの充実に力を入れて取組んできました。

北部においても、山とまちをつなぐハブ拠点としての「ダムパークいばきた」の整備や、既存の観光・レクリエーション施設などと連携した地域活性化の取組を進めてきました。

このように、山とまちそれぞれにおけるみどりの拠点づくりを進めており、今後はこれらの拠点を活用しながら、地域の賑わいづくりや市民の暮らしの身近なみどりを充実させる取組へと広げていくことが求められます。

■中心市街地におけるみどりの拠点づくり

- ・「文化・子育て複合施設 おにクル」の整備、中央公園の再整備
- ・元茨木川緑地のリ・デザイン計画の策定と再整備
- ・茨木市東西軸(中央通り・東西通り)ストリートデザインガイドラインの策定

■北部地域におけるみどりの拠点づくり

- ・ダムパークいばきたの整備
- ・北部地域のみどりを活かした拠点づくりと地域活性化

②協働による取組から共創による取組の展開に向けた動き

令和4年(2022年)以前より継続して取組んできた、本市の特徴の一つである市民主体によるみどりの維持管理や利活用に関する取組を引き続き支援してきたとともに、市民とともに新たな公園の価値や利活用アイデアの試行を、社会実験を通じて実施するなど、今後の共創による取組の展開にもつながる動きがみられるようになりました。

■協働によるみどりに関わる取組の展開

- ・若園公園や西河原公園などでの花づくりボランティアの展開
- ・市民協働による里地里山の自然環境の維持・保全、公園緑地の維持管理
- ・市民ワークショップ等を通じた公園の利活用等
- ・みんなの公園アイデア&やってみるワークショップ

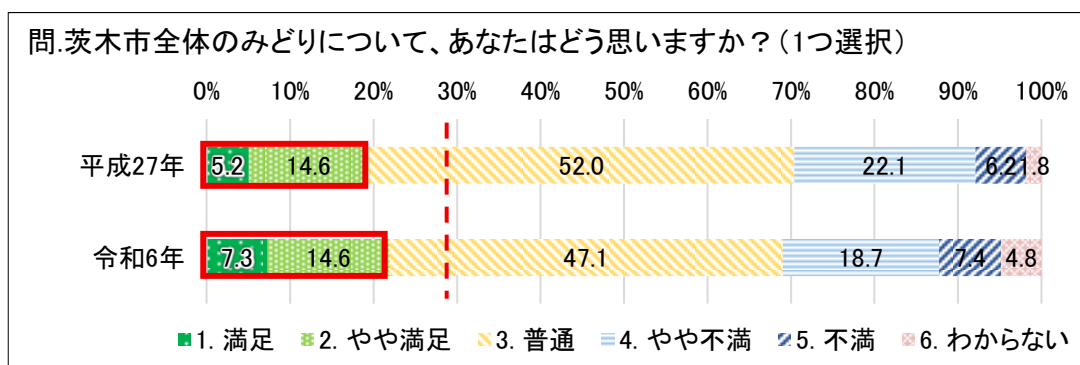
■オープンスペースを活用した賑わい創出

- ・元茨木川緑地での公園利活用の社会実験の実施
- ・旧IBALAB@広場で「文化・子育て複合施設 おにクル」整備に向けた利活用の社会実験の実施

③目標指標の達成状況

本市の市全体のみどりに対する満足度は、前基本計画の策定時の19.8%から21.9%に向上しているものの、目標値として掲げていた30%には届いていない状況となっています。

前述のように、みどりの拠点形成や協働による取組の展開に向けた動きは一定成果として挙がっているものの、これらの取組が市民の実感としての満足度にはまだ十分に反映されていない状況であることがうかがえます。今後は、これらのみどりの拠点や社会実験などの結果を活かして、みどりと人をつなげて、みどりを市民の日常生活の充実へとつなげる取組が重要であると考えられます。



「みどりへの満足度（茨木市全体のみどりについて、「満足」または「やや満足」と回答した人の割合）」

前基本計画策定時：19.8% (H27) ⇒ 現状：21.9% (R6)

※前基本計画における目標値：30%（未達成）

2-2 みどりを取り巻く社会潮流

1) 社会潮流の変化

① 人口減少・少子高齢化

本市の人口は、令和7年（2025年）をピークに、将来的には減少が見込まれています。みどりの維持管理に関わる市民の高齢化や担い手の減少が進む中、持続可能なみどりの維持管理が求められています。

② 多様化するライフスタイル

ライフスタイルの多様化により、健康づくりなど屋外空間で過ごすニーズや、自然とのふれあい、地域交流の場、観光、レクリエーションなど、様々な場面でみどりの利活用が期待されています。

③ Well-beingの向上

成熟社会において、物質的な豊かさだけでなく、身体的・精神的・社会的に良い状態であるWell-beingの向上が求められています。健康づくりの場や、みどりが有する癒し・リラックス効果、自然保全や地域活動を通じた人や社会とのつながりの醸成など、みどりの存在、みどりの利用、みどりとの関わりによる市民のWell-beingの向上が期待されています。

④ 気候変動／自然災害の増加・激甚化

地球規模での気候変動に伴う自然災害の増加・激甚化により、みどりが有する防災・減災機能が注目されています。気温上昇の抑制や雨水貯留など、多面的な機能を発揮できるよう、みどりの適切な維持管理が求められています。

⑤ 地球温暖化の深刻化／カーボンニュートラル

地球温暖化が深刻化する中、CO₂の削減、カーボンニュートラルの実現が求められています。CO₂を吸収・固定する樹林や樹木の保全、整備、活用により、カーボンニュートラルの実現への貢献が期待されています。

⑥ ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

人と自然が共生し、生物多様性を回復させるネイチャーポジティブの実現が求められています。そのため、みどりの保全、質の向上、みどりのネットワーク化による、みどりの量と質の確保が求められています。

⑦ グリーンインフラとしての期待の高まり

気候変動への対応や、防災・減災、生物多様性の保全、持続可能な社会の実現、地域振興、Well-beingの向上など、社会における様々な課題解決に寄与する機能を有するみどりが、グリーンインフラとして期待されています。

2) 国の動向／緑の基本方針の策定（令和6年（2024年）11月）

令和6年（2024年）11月、国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、都市における緑地確保への民間投資の呼び込みなどを進めていくため、都市緑地法が改正されました。これに基づき、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が策定されました。緑の基本方針では、下記のとおり全体目標と個別目標が掲げられており、本市においてもこれらを踏まえた取組を展開していく必要があります。

全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 <small>国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す</small>		
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 <small>CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献</small>	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 <small>緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する</small>	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 <small>地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく</small>

図 緑の基本方針の目標（国土交通省ホームページより）

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

国土交通省

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

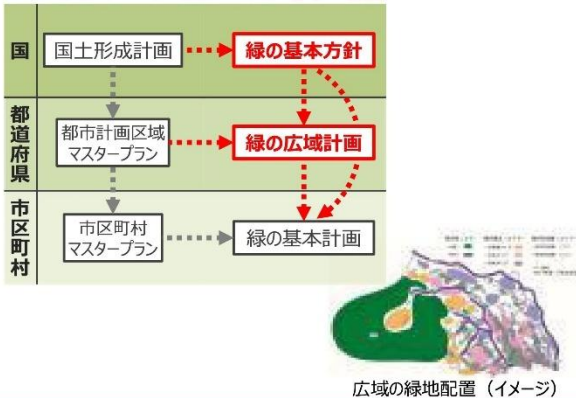
背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

概要

- 国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
（基本方針に定める内容のイメージ）
 緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- 都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。

概要

- 都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け。
 →都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

図 緑の基本方針策定の背景と必要性（国土交通省ホームページより）

3) 上位関連計画の改定等

① 第6次茨木市総合計画の策定（令和7年（2025年）3月）

本市では、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針として、令和7年（2025年）3月に「第6次茨木市総合計画」を策定しました。「第6次茨木市総合計画」では、まちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方として、本市の魅力やこれまでのまちづくりを踏まえて、共創のまちづくりを進め、みんなが多彩な幸せを実感できる持続可能なまちを目指すため、7つの分野において本市が目指す将来像を設定しています。これらのうち、特にみどりに関連する「まちの将来像」は以下のとおりであり、これらの実現を目指したみどりの取組を展開していく必要があります。

「共創」とは…多様な主体の活動が掛け合わされることで、新たなモノやコトが相乗効果により生み出される取組
 「共創」のまちづくりとは…

- ・活動人口が増えるまち
- ・新たな活動が景色となるまち
- ・共創のまちづくりによる諸施策の推進

みどりに主に関連するまちの将来像

- ・山とまちが調和した、魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち
- ・一人ひとりの小さな行動が支える、環境に優しいきれいなまち
- ・自然を身近に感じて暮らせるまち
- ・環境について学び、みんなでつくる環境のまち

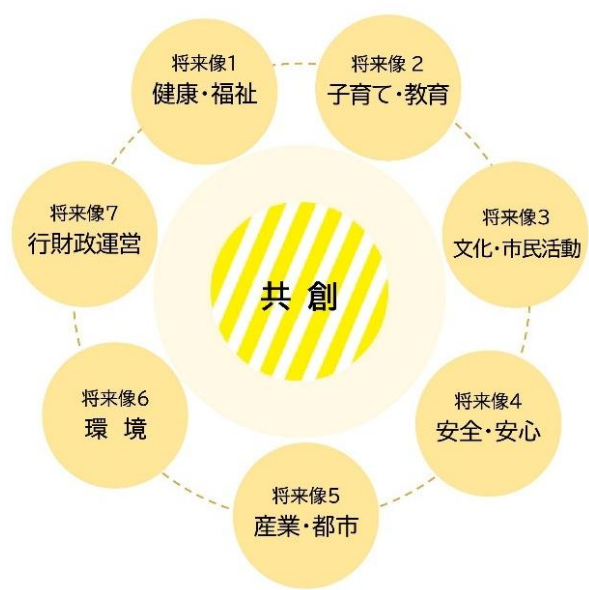


図 まちの将来像

② 茨木市都市計画マスタープラン2025～2035（令和7年（2025年）3月）

市民が考える理想のまちの姿の実現を目指し、市民の暮らしを支える都市づくりの方向性を定め、その実現に向けた具体的な方針を定めた計画であり、市民と”考える”から”共に創る”『共創のまちづくり』を進めていくため、令和7年（2025年）3月に改定しました。

その中で、本市が目指す暮らしのイメージとして、山の暮らしやまちの暮らしのほか、山とまちをつなぐイメージや、それらを実現するための「都市づくり戦略」などを示しており、これらを踏まえてみどりの視点から取り組む必要があります。

基本理念

～“考える”から“共に創る”「共創のまちづくり」～
 市民と共に創るまちの姿（暮らしのイメージ）
 ～山とまちが調和した、魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち～

都市づくり戦略

- ・山とまちを活かす・つなぐ
- ・拠点と生活圏の維持・充実により暮らしの質を高める
- ・魅力的な場と多様な活動により景色を創る
- ・産官学民の多様な主体との連携によりまちを創る



図 暮らしのイメージ

③ 第3次茨木市環境基本計画（令和7年（2025年）3月）

国の第六次環境基本計画において「Well-being/高い生活の質」が最上位の目的として掲げられたことから、本市がめざす環境像「次世代（未来）へつなぐ・みんなで共創する環境のまち」の実現に向けて策定しました。脱炭素、自然環境、資源循環、生活環境の4つの取組について共創により一層進めることで、循環共生型社会を実現させ、環境像の実現を目指しています。

めざす環境像（目標）
次世代（未来）へつなぐ・みんなで共創する環境のまち

4つの基本施策

脱炭素：みんなでめざすカーボンニュートラル
 自然環境：自然を身近に感じて暮らせるまち
 資源循環：みんなでごみを減量・分別し、再資源化製品の積極的な選択を
 生活環境：健康で安全な暮らしの場を



第1章
みどりの基本計画とは

第2章
茨木市のみどりの特性と課題

第3章
目指すべきみどりの方向性

第4章
みどりのまちづくりの取組

第5章
重点的な取組

第6章
計画の推進

2-3 本市のみどりの課題（総括）

以上で整理したみどりの現状および特性、みどりを取り巻く社会潮流の変化などを踏まえ、本計画の改定にあたり、今後対応が求められる本市のみどりの課題を、「活用」、「保全・育成」、「再生・向上」、「共創」の4つの視点で以下のとおり整理します。

活用

みどりによってもたらされる様々な効果を踏まえ、人々の生活や営みの中での積極的な活用、みどりと関わる多様な機会の創出を推進していく必要があります。

■みどりを活用することで様々な効果を発揮させる

人々のライフスタイルが多様化する中で、公園や緑地は、休憩やこどもの遊び場としてだけでなく、健康づくり、レクリエーション、子育て、教育、福祉、地域交流、観光、防災など様々な分野で活用が期待されています。令和6年（2024年）12月に国が定めた「緑の基本方針」においても、Well-beingの向上や環境教育・生涯学習の場となることなど、みどりを活用することで多様な効果を発揮させていくことが求められています。

■みどりと関わる機会を増やし、みどりへの満足度を向上させる

本市は、市街地の北部に山林があり、南部にも安威川や元茨木川緑地、多数の都市公園などが存在するみどり豊かなまちとなっており、本市のみどりが適切に保全、管理されるだけでなく、多方面で活用されることで、みどりによってもたらされる様々な効果の発揮が期待できます。

しかしながら、みどり豊かなまちである一方で、市民のみどりに対する満足度は30%に満たず、多くの市民がみどりによってもたらされる様々な効果を実感できていない現状にあります。

その一方で、市民アンケート調査では、みどりに関わりたいと思う市民ニーズが見られることから、市民とみどりとの関わりが増え、みどりが活用されていくことが、みどりの満足度の向上につながっていくと考えられます。

このため、みどりがもたらす様々な効果を市民がより実感できるよう、ダムパークいばきたや、「文化・子育て複合施設 おにクル」と一体的な再整備を進める中央公園など、広域的に市全体の利用からみたみどりの拠点と、身近な生活圏にある近隣公園や街区公園など、日常的に利用できるみどりの拠点をより充実させ、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらには観光振興といった様々な場面でのみどりの活用を推進していく必要があります。

■拠点間連携、活動連携による相乗効果を生み出し、みどりの質と価値を高める

みどりの活用を推進する中で、みどりの拠点間での機能分担や情報交換、活動連携などによるネットワーク化を進めることで、相乗的にみどりの質と価値を高めていくことが望めます。

保全・育成

市民の安全・安心な暮らしの確保と生活の向上につなげるため、様々なみどりと、みどりのネットワークを守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。

■グリーンインフラとしてのみどりの多様な機能を発揮させる

地球規模での気候変動、激甚化する自然災害への対応や、生物多様性の保全が求められる中、みどりによる炭素固定や、遮熱効果、雨水貯留など、みどりの多面的な機能の発揮が期待されています。国土交通省の「緑の基本方針」においても、都市のレジリエンスの向上などのグリーンインフラとして多様な機能を一層発揮させていくこと、緑地のネットワークを形成していくことなどが求められています。

■市の魅力向上や市民の生活の向上に向けた選択と集中による適切な保全・育成

本市は、市域の北半分が山間部・丘陵地となっており、北摂山系の山林は、本市のみどりの重要な構成要素となっており、面的なボリュームのあるみどりとして景観や防災、生態系保全などの面で重要な役割を果たしています。また、市街地には、全長約5kmにわたるみどりの骨格軸である元茨木川緑地を始め、公園・緑地、河川・ため池、農地、社寺・古墳など、街路樹などの人々の営みの中で守り育てられてきた様々なみどりが存在します。これらは、市の魅力や市民の生活の向上につながる重要な役割を担っています。

しかしながら、高齢化や担い手不足に伴い、林業や農業の従事者が減少する中、山林や農地の保全が課題となっています。また、市域の平地部分のほとんどが市街化し、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況が続くと予想される中、みどりのまちづくりにおいてもこれまでの「公によるみどりの整備・維持管理」から、民有地のみどりも含めた今あるみどりをどう活かし、どう質を高めていくかが大きな課題となっています。

このことから、「選択と集中」の考え方も踏まえ、まちの魅力向上や景観形成、防災、ライフスタイルの変化への対応といった観点から、既存のみどりの役割と効果を見極めた上で、みどりとみどりのネットワークを保全し、適切な維持管理を行っていくことが必要です。

再生・向上

まちのみどりを再生するとともに質の向上及び施設や機能、配置などの最適化を進め、身近なみどりの価値を高めていく必要があります。

■みどりの機能と配置の最適化により、市民が実感できるみどりの価値を高める

昨今、自然環境や生物多様性の保全、防災、景観、レクリエーションなど、みどりがもつ多面的な機能の発揮が期待されています。その一方で、高度経済成長期に整備された公園施設などの老朽化が進んでおり、人口減少社会の中でより高い効果を発揮できる状態で維持していくため、今ある公園などの再編・再整備が求められています。

本市においても、多数の都市公園などが存在します。そして、それらの多くが、整備後長い年月が経過し、施設の老朽化や樹木の大径木化が進んでいます。加えて、公園周辺の環境の変化や、近隣住民の年齢構成やライフスタイルの変化などにより、既存の公園の施設や機能が多様化する市民ニーズとそぐわなくなり、利用が少なくなった公園もみられています。特に市街地の近隣公園や街区公園、緑道、街路樹などは、市民にとって身近な自然環境であり、それらを市民ニーズに沿って

質を向上させることで、市民が実感できるみどりの価値を高めていくことにつながると考えられます。

■みどりを再生し、安全・安心で快適な市民生活を支えるみどりとして質を高める

また、昨今の地球規模での気候変動に伴う暑熱対策や、強風による高木の枝折れや倒木被害の軽減など、都市のレジリエンスの向上につながるようみどりの質を高めていくことが望まれます。

このため、公園や緑地の機能の見直しや複数の公園などでの機能の統合や分担を考えた再編・再整備、適切な維持管理や樹木更新などによる公園や街路樹など市街地のみどりの質の向上など、みどりの質を高めながら再生していくことが必要です。そのほかのみどりについても、そのみどりの位置付け、役割を踏まえつつ質を高めて行くことが必要です。

共創

市民や事業者によるみどりの取組への共創を促進していく必要があります。

■多様な主体の共創によって、多様化するニーズへの対応、Well-beingの向上が期待できる

価値観やライフスタイルの変化により、みどりに求められるニーズはより多様化するとともに、社会的かつ身心が健康な状態であるWell-beingの向上が求められています。多様な主体との共創によって、多様化するニーズに対応したみどりの取組の実現、Well-beingの向上が期待されています。

■共創によるみどりのまちづくりに関心をもつきっかけ、関わりしろを増やす

本市は、市民活動が盛んなまちで、みどりのまちづくりにおいても、里山保全や、公園の維持管理、市民さくらまつりなど、市民や事業者との共創による様々な活動が行われています。

茨木市総合計画においても、多様な人たちが出会い、集い、活動が生まれることにより、誰もが安全安心、豊かさを実感できる「共創」のまちづくりを進めることが示されています。

また、先に整理した、みどりの「活用」「保全・育成」「再生・向上」に関する課題への対応を考える際には、市民がその課題への取組の必要性を共感でき、みどりの価値と効果を実感できることが大切です。

このため、これまでの市民や事業者が主体となった取組や共創による取組を根づかせ、拡大していくとともに、地域のみどりのまちづくりを担っていく人材を発掘し育成するために、現在活動していない人々が気軽に参加できる機会や、多様な主体が関わる機会を充実させるなど、市民や事業者が共創によるみどりのまちづくりに関心をもつきっかけや、関わりしろを増やしていくことが必要です。

■共感や人のつながりを生み出す場や機会、自己評価の指標や仕組みづくり

そして、共創によるみどりのまちづくりを推進し、関わる市民や事業者を増やしていくためには、共創のプロセスや、時間、場所、成果を共有する場や機会を設け、多様な価値観への気づきや共感、新たな人や活動のつながりを生み出していくことが必要です。また、共創によるみどりのまちづくりの成果を、行政主導で評価するのではなく、市民や事業者が、自身の自己実現がみどりのまちづくりにつながっていることを実感できる自己評価の指標や仕組みが必要です。

第3章 目指すべきみどりの方向性

3-1 改定の視点

前章までで整理したみどりの特性と課題を踏まえ、より一層、本市のみどりの質を高め、まちを豊かにすることを旨として、次の4つの改定の視点を整理しました。

【視点1】

みどりの拠点やネットワークの充実により「みどり」と「みどり」をつなぐことで、地域間および地域内での連携や波及効果を生み出す。

【視点2】

多様な主体によるみどりの活用の促進により「みどり」と「人」をつなぐことで、市民の暮らしに関わる様々な活動を生み出す。

【視点3】

みどりに関わる共創の取組の推進により「人」と「人」をつなぐことで、共創で豊かなまちとなることを目指す。

【視点4】

日常生活において身近なみどりを感じ活用できる、住まい近傍の生活圏におけるみどりの質の向上を図る。

具体施策において、各取組と各視点との対応を示すことで対応

みどりとみどり

みどり与人

人と人

重点的な取組において地域別方針として生活圏レベルでのきめ細やかな取組方針として反映

3-2 基本理念

「みどりとみどり」、「みどり与人」、「人と人」が繋がっていくことによって、より一層本市のみどりの質を高め、まちを豊かにすることを、市民、事業者、行政が共に取り組み、様々なつながりを育てていくことを旨として、「みどりとみどり、みどり与人、人と人がつながり、共創により育むみどりのまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

みどりとみどり、みどり与人、人と人がつながり、
共創により育むみどりのまちづくり

3-3 みどりの将来像

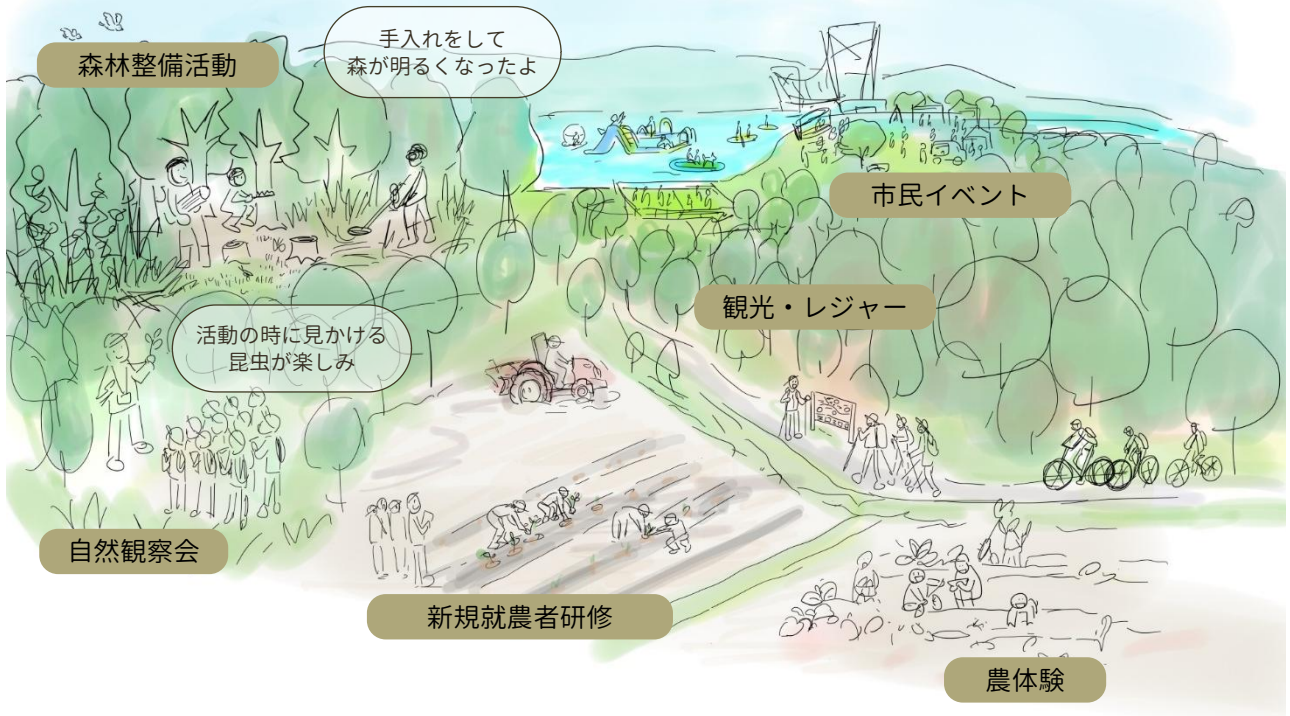
本市が目指すみどりの将来の姿について、図とイメージで示します。山林ゾーンなどゾーニングに応じてみどりの保全や活用を行うゾーン、市全体と生活圏の視点からみた「みどりとみどり」「みどりと人」「人と人」をつなぐ拠点とその周辺のエリアを示したみどりの拠点、生活圏の身近なみどりを充実させるエリア、安威川や元茨木川緑地の本市の骨格となるみどりのほか、みどりが連なりネットワークを形成している河川や道路沿いのみどりを示しています。

みどりの将来像図



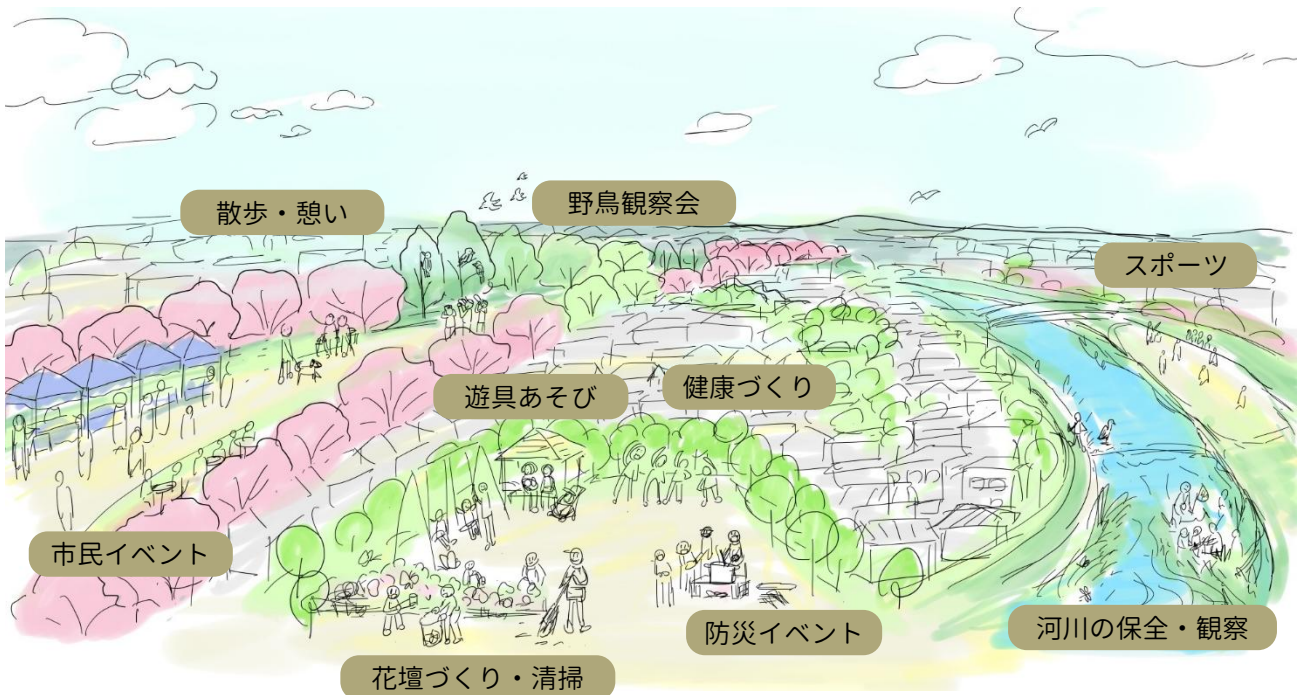
みどりと人の関わりのイメージ ～山～

※ラフ案



みどりと人の関わりのイメージ ～まち～

※ラフ案



第1章

みどりの基本計画とは

第2章

茨木市のみどりの特性と課題

第3章

目指すべきみどりの方向性

第4章

みどりのまちづくりの取組

第5章

重点的な取組

第6章

計画の推進

3-4 基本方針

「みどりとみどり」「みどりと人」「人と人」がつながり、共創により育むみどりのまちづくりを進めるため、市民や事業者など多様な主体と共に取り組む「共創によるみどりのまちづくり（基本方針1）」、多様な分野との連携による市民の暮らしの様々な場面での「みどりの活用（基本方針2）」、市民の共有財産として質の高い「みどりの保全・創出（基本方針3）」に取り組む、より一層市民が身近にみどりの存在を感じ、その価値を実感できるよう、市全体の視点と生活圏レベルのきめ細やかな視点の双方で捉え取り組んでいきます。

【基本方針1】 共創によるみどりのまちづくり

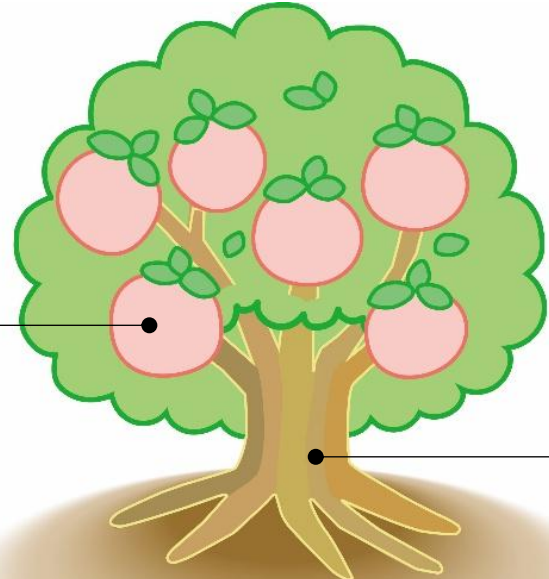
果実を支え、育てる幹
～共創を進める普及・啓発や
活動支援等のしくみ～

【基本方針2】 みどりの活用

成果として実るたくさんの果実
～様々なみどりの活用・成果～

【基本方針3】 みどりの保全・創出

樹木を支える土壌
～基盤となる多様なみどりの環境～



【基本方針1】共創によるみどりのまちづくり

みどりの存在や活用が、市民生活や都市活動をより充実させることの意識啓発や、実感が得られる機会づくりに取り組むとともに、共創の考えのもと、多様な主体による様々な活動の掛け合わせで、相乗効果により新たな活動が生み出される取組を推進します。

基本方針2「みどりの活用」の可能性を広げるのがこの「共創によるみどりのまちづくり」です。「みどりの活用」を“果実”としてたとえ、その果実を“幹や枝”として支えながら、たくさん育てていきます。

【基本方針2】みどりの活用

みどりの骨格となる森林や農地、安威川などの河川や水路、元茨木川緑地や西河原公園などの大規模な公園緑地や、市民の暮らしの身近に存在する小さな公園や広場などのみどりを、市民が充実した暮らしや営みを実感できるように、レクリエーション、防災、環境保全、健康増進、福祉、子育て、教育、交流などの様々な分野で市民生活や都市活動において活用していきます。

【基本方針3】みどりの保全・創出

市民共有の財産であるとともに、グリーンインフラとして安全・安心で快適な暮らしを支え、まちの魅力を高める重要な要素として、生物多様性に配慮したみどりを守り育てます。そのため、みどりの種類やみどりのある場所、人との関わりの中で求められる役割などに応じて質の高いみどりを保全・創出するとともに、市民生活や都市活動のニーズに応じてみどりの適切かつ効率的な再整備や維持管理に取り組んでいきます。

基本方針1「共創によるみどりのまちづくり」、基本方針2「みどりの活用」を支える“フィールド”としてみどりを保全、維持管理、整備していくのが「みどりの保全・創出」です。樹木を支えるためのしっかりとした土壌を整えていきます。

第4章 みどりのまちづくりの取組

4-1 施策体系

基本理念およびみどりの将来像の実現に向けて、第3章で示した基本方針に基づき、下表の具体施策を進めていきます。

理念・方針	具体施策	
【基本理念】 みどりとみどり、みどりと人、人と人がつながり、共創により育むみどりのまちづくり	【基本方針1】 共創によるみどりのまちづくり	具体施策(1)みどりに関する普及、啓発と市民団体等のみどりに関わる活動への参加促進 <ol style="list-style-type: none"> ① みどりの活用拠点の整備 ② 公園利活用の促進 ③ 緑化にかかる活動支援 ④ みどりの環境に関する活動団体の育成 ⑤ みどりの環境の活動に関わる人材育成 ⑥ 専門家との連携強化
	【基本方針2】 みどりの活用	具体施策(2)みどりに親しみ、学ぶイベントの開催 <ol style="list-style-type: none"> ① 市民さくらまつり(元茨木川緑地) ② 生きもの観察会・学習会 ③ 緑化にかかる表彰 ④ 緑化や活用イベントの実施
		具体施策(3)緑化事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 茨木市緑化基金の充実と活用 ② 花と緑の街角づくり推進事業 ③ 民有地緑化助成事業
	【基本方針3】 みどりの保全・創出	具体施策(4)地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用 <ol style="list-style-type: none"> ① 健康づくり、レクリエーション分野 ② 子育て分野 ③ 教育、生涯学習分野 ④ 保健・福祉分野 ⑤ 交流・観光、地域活性化分野 ⑥ 景観分野 ⑦ 防災分野 ⑧ 自然環境保全分野
		具体施策(5)みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信 <ol style="list-style-type: none"> ① みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信
		具体施策(6)緑地の保全 <ol style="list-style-type: none"> ① 森林の保全 ② 景観緑地の保全 ③ 農地の保全 ④ 身近な樹林地の保全
		具体施策(7)公園・緑地等の整備・管理運営 <ol style="list-style-type: none"> ① 公園・緑地の整備・再整備・管理運営 ② 開発による公園・緑地の整備・管理運営 ③ みどり関連公共施設の整備・管理運営
		具体施策(8)まちなかのみどりの最適化 <ol style="list-style-type: none"> ① 道路のみどり ② 河川水路のみどり ③ 学校のみどり ④ 公共施設のみどり ⑤ 民有地・民間施設のみどり

4-2 具体施策

1) 「共創によるみどりのまちづくり」に関する具体施策

基本方針1「共創によるみどりのまちづくり」に関する具体施策として、以下に取り組みます。

具体施策（1）みどりに関する普及、啓発と市民団体等のみどりに関わる活動への参加促進

市民のみどりへの関心を高めるための普及・啓発や人材、団体の育成に取り組むとともに、これまであまりみどりと関わりがなかった市民団体なども、みどりと関わるができる仕掛けづくりに取り組み、共創によるみどりのまちづくりを進めます。

① みどりの活用拠点の整備

みどりとみどり

みどり与人

人と人

- ・市内の適所に緑化拠点を開設し、情報発信や講習会などを開催します。
- ・中心市街地のみどりの拠点「文化・子育て複合施設 おにクル」、北部地域のみどりの拠点「ダムパークいばきた」での、情報発信や講習会などを充実します。
- ・「緑の相談」や「緑の勉強会」を継続し、園芸など植物に関する様々なテーマ、みどりの活用やみどりのまちづくりについて、専門的な知識をもつ講師から実践的なノウハウを学べる機会を充実します。
- ・里山の保全活動などに必要な拠点機能の整備を図ります。



緑の相談



緑の勉強会

② 公園利活用の促進

みどり与人

人と人

- ・地域主体で公園の利用ルールを作成するなど、地域主体の公園の利活用を推進します。
- ・公園利活用に関わる市民や団体などを増やすことに努めます。
- ・多様な主体による公園プラットフォーム制度の創設に向けて検討します。
- ・市民ワークショップの継続や、ホームページで紹介している「都市公園の活用方法」を分かりやすく冊子化して紹介するなど、公園の利活用を推進します。



市民ワークショップ



山手台公園での焼き芋づくり



中央公園でのスケボー利用

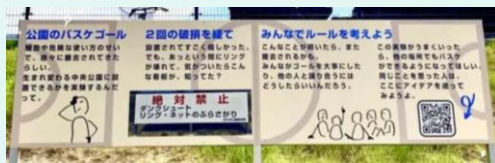
コラム⑤

市民による公園ルールづくりやルール看板の見直し

例えば、ボール遊びを一律禁止するのではなく、どんなボール遊びならいいのか、花火もどんなこと守ればしてもいいのかなど、市民のみなさんで地域の公園利用のルールづくりを考える取組みが各地で進められています。禁止事項を並べない公園看板に見直す取組みも見られています。

●みんなで考える公園の活用とルール

本市では、旧 IBALAB@広場で、イベント、ストリートスポーツ、手持ち花火、音楽、ボール遊び、ペットの利用など、みなさんが楽しみたい公園の使い方とルールを、みなさんと考えてきました。旧 IBALAB@広場の取組みは中央公園でも継続し、山手台など市内の他の公園でも、活用とルールを地域のみなさんと考えるワークショップを行っています。



禁止看板から変更された
みんなで利用ルールを考える看板

コラム⑥

公園利活用促進の取組み

本市では、市民のみなさんに、もっと公園を楽しんでいただき、地域活動やイベントなど様々な活用していただき、市内の公園が、より活気あふれる場所や居心地の良い場所となることを目指して、公園ワークショップや、公園の様々な活用を試行する社会実験に取り組んでいます。新たな公園の活用方法やイベント等の開催など、公園の活用を検討されている方は、お気軽に公園緑地課までご相談ください。

●公園を楽しむ輪の広がり

令和6年（2024年）の公園ワークショップでは、ワークショップ参加者のみなさんが、公園活用のアイデアを考え、バイオネストづくりや、音楽やスポーツを楽しむレクリエーションピクニックなどが、実際に元茨木川緑地や西河原公園で実践されました。公園の植物を使ったお菓子づくりや、公園での音楽会など、みんなで公園を楽しく使いこなす輪が広がってきています。



バイオネストづくり



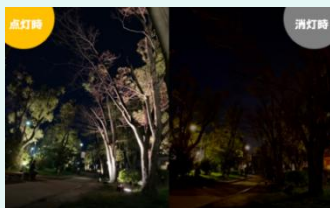
西河原公園レクリエーションピクニック



どんぐりクッキーづくり

●様々な社会実験

魅力ある公園づくりにむけた新たな利活用方法を検討するため、市民や市民活動団体・企業と連携し、様々な実験的な取組を行っています。夜の魅力や安全性の向上を図るため照明デザイナーによる元茨木川緑地のライトアップの実施や、中央公園で手持ち花火ができる社会実験、試験的なバスケットボールの設置やバスケットボールイベント等、様々な社会実験を行っています。



ライトアップ



バスケットボールイベント



デイキャンプ

③ 緑化にかかる活動支援 みどりとみどり みどり与人 人と人

- ・地域緑化を進めるため、大阪府の緑化樹配付事業を活用し、年1回、自治会などの希望団体を対象に、樹木を配付します。
- ・上記の樹木配付の対象を拡大するため、広報活動を充実するとともに、工場緑化や民間敷地の植栽を積極的に促進します。

④ みどりや環境に関する活動団体の育成 みどりとみどり みどり与人 人と人

- ・西河原公園でのバラ剪定講習会や、公園や緑地の清掃活動に関する美化協定、森林ボランティア団体への活動補助など、緑化、環境保全などについて調査・研究する団体や既存ボランティア団体などの取組活動を支援し、今後も団体が増えていくよう団体の育成に取り組みます。
- ・みどりや環境の活動に関わる人材育成や情報発信ツールの活用のほか、活動内容の見える化などにより、福祉や子育て団体などにおいても、その活動の中でみどりを効果的に活用する団体を増やすことに努めます。
- ・団体間や市民間のネットワークを強化するため、活動団体などの発表や交流会の開催など、団体などの交流や情報交換の場を提供します。
- ・山林、公園緑地、オープンスペースなどみどりを活用したい団体などと活用場所とのマッチングを推進します。



バラの剪定講習会



公園・緑地での清掃活動

⑤ みどりや環境の活動に関わる人材育成 みどりとみどり みどり与人 人と人

- ・花とみどりに関する育成技術向上の講習会を開催し、緑化にかかる知識の普及、啓発に努め、今後も充実を図り、みどりを育成、維持、管理できる人材育成に取り組みます。
- ・「緑の勉強会」を引き続き開催し、緑化知識や技術の向上、みどりの活用方法などの内容を市民に伝えます。
- ・森林環境サポーター養成講座を引き続き開催し、森林に関する知識や保全技術の習得により、里山の維持・保全に携わる人材を育成します。

⑥ 専門家との連携強化 みどりとみどり みどり与人 人と人

- ・専門家による「緑の勉強会」の充実など、専門家との連携による取組を強化します。

具体施策（2）みどりに親しみ、学ぶイベントの開催

日常生活や都市活動の中にみどりを取り入れていくことを目指し、みどりに親しんだり、学んだりするイベントなどを、市民、事業者、行政の共創によって開催していきます。

① 市民さくらまつり（元茨木川緑地）

みどりとみどり

みどり与人

人と人

- ・元茨木川緑地で毎年春に開催している「市民さくらまつり」を継続し、活動人口の増加と市民活動への支援の観点及び民間活力の導入など、催しのリニューアルを進め、より良い催しとなるように取り組んでいきます。
- ・再整備した元茨木川緑地のテラスの活用や、照明の社会実験など、「市民さくらまつり」の魅力向上、改良に関する社会実験に取り組んでいきます。
- ・市民さくらまつりを通じて、まちの美化やみどりの保護、育成に関する知識の普及などのPR活動を進めます。
- ・元茨木川緑地リ・デザイン計画にもとづき、桜の後継樹の育成を進めます。



市民さくらまつり



照明の社会実験

② 生きもの観察会・学習会

みどり与人

人と人

- ・山林や河川、公園のみどりなどの茨木市の自然を活用し、こどもなどが自然の生態系や環境保全について学ぶことができる生き物の観察会や学習会を開催しており、さらなる内容の充実を図ります。

③ 緑化にかかる表彰

みどりとみどり

みどり与人

- ・緑化に対する市民への啓発と普及を図るため、民間施設や民有地の緑化を対象として行っている都市緑化及び公園など保全美化活動功労者の表彰を継続します。

④ 緑化や活用イベントの実施

みどり与人

人と人

- ・公園や緑地を活用し、樹木や草花、昆虫などを研究し勉強するなどのイベントを実施します。
- ・子育てや健康づくり、地域交流など、様々な分野での公園や緑地のイベント利用を推進します。

具体施策（3）緑化事業の推進

市民主体によるみどりのまちづくり活動を促進するため、それらをサポートする緑化事業を推進します。

市民、事業者、行政が協力し、良好な自然環境を維持するために必要な樹木や樹林の保全育成、緑化の推進などを行います。また、市民ひとりひとりがみどりの大切さを認識し、自らが進んで緑化に努めることが大切であることを踏まえ、大阪府のみどりの風促進区域における民有地緑化も含めて、緑化推進や保全、みどりの文化創造を促進します。

① 茨木市緑化基金の充実と活用

みどりとみどり

みどり与人

- ・緑化基金を緑化に活用していくとともに、市民、事業者への緑化基金の協力キャンペーンを様々なイベントで行い、原資となる基金の充実を図ります。

② 花と緑の街角づくり推進事業

みどりとみどり

みどり与人

- ・地域や街角から花とみどりを広げるため、自治会、こども会、老人会、住宅管理組合、草花愛好グループなどと協定を結び緑化を推進します。
- ・「緑の勉強会」などを活用し、緑化知識や技術の普及を推進することで組織の育成を図り、自主的な管理運営活動ができるように支援します。



プランター緑化



花壇の緑化

③ 民有地緑化助成事業

みどりとみどり

みどり与人

- ・生垣緑化の助成を、接道部の緑化や緑化の困難な地域における緑視の向上のための壁面緑化の支援を拡大するなど、基準や要件の見直しを適宜行っており、制度周知を進めて活用を促進することで効果的な民有地の緑化の推進に努めます。



民有地の生垣緑化

2) 「みどりの活用」に関する具体施策

基本方針2「みどりの活用」に関する具体施策として、以下に取り組みます。

具体施策（4）地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

みどりが有する機能を踏まえ、それらの効果を発揮すべく地域コミュニティやまちづくりの様々な場面での活用を図ります。

なお、ここで位置付けた幅広い分野でのみどりの活用に向けて、施設利用などに関する新たな制度や基準の創設などについて検討していきます。

① 健康づくり、レクリエーション分野

みどり与人

人と人

- ・健康づくりやスポーツに関わる団体などと連携し、健康づくりや、レクリエーションの場としてみどりの活用を推進します。
- ・公園の再整備や施設更新の際には、個人の健康づくりや、スポーツ利用のニーズにも配慮し、公園の活用を推進します。
- ・公園周辺の体育館など社会教育施設などとも連携しながら、地域全体で健康づくりやレクリエーションに関する公園機能の充実を図ります。



健康遊具の再整備・活用



グラウンドなどのスポーツ利用



週末のピクニックや花見

② 子育て分野

みどり与人

人と人

- ・こどもが自然環境とふれあい、屋外で遊びながら、心身の成長を促し、家族や友達と過ごす場としての活用を推進します。
- ・公園での地域活動など、子育て中の親同士が出会い交流できる場、悩み相談や情報交換、育児の息抜きの場となる活用を図ります。
- ・公園の再整備や施設更新の際や、地域で公園の利用ルールを検討する際には、こどもが安全・安心に利用できる環境や、幼児や小学校高学年など年代に応じたニーズにも配慮し、公園の活用を推進します。



幼児向け遊具の再整備



複合遊具等の再整備

③ 教育、生涯学習分野

みどり与人

人と人

- 学校やPTAなどの教育関連団体などと連携し、山林、河川、公園、農地などの豊かな自然環境や、環境問題、地域学習、多世代交流など、こどもの教育・学習の場として活用を推進します。
- 市民の生涯学習や、地域活動への参加の場としての活用を推進します。



こどもの学習の場（川の観察会）



市民の生涯学習（自然観察会）

④ 保健・福祉分野

みどり与人

人と人

- 福祉関連部局や福祉施設などと連携し、障害者や高齢者などが自然と触れあい、自然の中で過ごすなど、保険・福祉分野での活用を推進します。
- 公園の再整備などに際しては、障害がある人もない人も利用できるインクルーシブな公園利用を推進します。
- 花壇づくりなどのボランティア活動や地域活動への参加を通じた、社会や人とのつながりづくりや居場所づくりなど、地域福祉の場としての活用を推進します。



インクルーシブ遊具の整備



花壇づくりのボランティア

⑤ 交流・観光、地域活性化分野

みどり与人

人と人

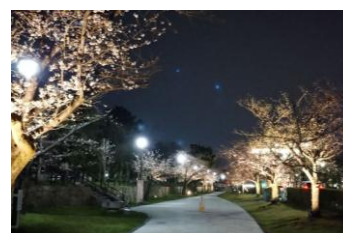
- 山とまちをつなぐハブ拠点であるダムパークいばきたの活用を推進し、北部地域(いばきた)の地域資源とのネットワーク化を強化し、観光レクリエーションの推進、地域活性化、交流人口の増加などに取り組みます。
- まちづくりや観光分野の部局や機関、団体、事業者などと連携し、市民交流や観光、地域活性化につながる祭りやイベントの開催などを推進します。



いばきたフェスティバル
(ダムパークいばきた)



蚤の市（元茨木川緑地）



市民さくらまつり
(元茨木川緑地)

⑥ 景観分野

みどりとみどり みどりと人

- ・北摂山系の森林・棚田、集落・田園・河川などの自然景観や住宅地・商業地・工業地の植栽・街路樹などの市街地景観、古いまちなみや寺社林などの歴史的景観、本市の特徴的なシンボル景観といった、良好な都市景観の形成に資するみどりの維持に努めます。



里地里山の景観



みどり豊かな都市景観



社寺のみどり

⑦ 防災分野

みどりとみどり みどりと人

- ・防災部局や地域の防災活動などと連携し、災害時の避難場所となる公園での防災訓練の実施や、日常的な公園利用による避難場所の普及・啓発など、防災分野での活用を推進します。
- ・公園、街路樹などの、災害時の延焼防止や避難場所などとしての機能を高める再整備や適切な維持管理により、まちの防災性の向上を図り、防災分野での活用を促進します。

防災公園の日常利用
(かまどベンチ)

公園での防災訓練

⑧ 自然環境保全分野

みどりとみどり みどりと人

- ・多様な生物の生息環境となっている里地里山や、河川、公園などのまとまったみどりの保全に努めます。
- ・自然観察会や勉強会の開催、環境学習での利用など、自然環境保全についての学びや啓発の場としての活用を推進します。



元茨木川緑地での観察会



河川でのいきもの観察

具体施策（5）みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

市民などのみどりに対する意識の向上や、みどりを活用したまちづくり活動との関わりを促進するため、みどりに関する情報を様々な手段により発信・共有します。

① みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

みどり与人

人と人

- ・茨木市のみどりやみどりを活用したまちづくり活動などの情報を集約するとともに、みどりの魅力や価値、活用例などについても、様々な手段を用いて発信します。
- ・市内の公園情報やみどりのイベントの開催情報などに関するパンフレット、公園の活用方法を掲載したアイデア集を作成します。これらは冊子を作成するほか、インターネットなどを活用して配信します。
- ・SNSなどインターネットを活用した情報発信を推進します。

■発信する情報の例

○茨木市のみどりの特徴

- ・元茨木川緑地等特徴ある公園・緑地
- ・市内で見られる樹木、草本等の情報
- ・天然林が多い、社寺や古墳等と一体となったみどりが多い等

○四季折々の花の開花情報や見所

○みどりに関連するイベント情報 等

■情報発信の手段

- 市HP（みどりに関する情報の一元化）
- 観光協会HP
- 広報いばらき
- リーフレット
- SNS（Instagram、X、Facebook 等）
- テレビ、ラジオ、新聞広告、タウン情報誌 等



公園緑地課公式 Instagram 「park_green_ibaraki」

3) 「みどりの保全・創出」に関する具体施策

基本方針3「みどりの保全・創出」に関する具体施策として、以下に取り組みます。

具体施策（6）緑地の保全

本市のみどりの多くを占める森林の保全や、農地、景観緑地、身近な樹林地の保全に取り組みます。

① 森林の保全

みどりとみどり

みどり与人

[1] 森林保全の共通の取組

- ・森林環境の保全・再生も含めた農林業施策の上位計画策定を検討します。
- ・モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合などと連携し、森林病虫害対策を含めた保全・再生を図ります。
- ・森林環境譲与税なども活用しながら、茨木市木材利用基本方針に基づく公共建築物の木造化・木質化や、私有林整備施業実施者への補助、アドプト制度の導入なども図りながら、関係団体との連携による森林整備、木工体験活動などの実施や支援を行います。



森林環境サポーター養成講座



森林整備活動

[2] 自然公園

- ・大阪府立北摂自然公園として指定されている竜王山周辺（竜王山地区）、上音羽・泉原周辺（多留見地区）、銭原・長谷周辺（見立地区）の森林は、その自然の風景を保護するとともに、案内看板、散策コースのマップの整備などにより、レクリエーションや環境学習などによる市民利用の増進を図ります。

[3] 近郊緑地保全区域

- ・近郊緑地保全区域に指定されている北部地域のまとまりのある森林については、今後も保全に努めます。
- ・市民の健全な心身の保持及び増進を図るとともに、公害や災害の防止などに寄与するみどりを保全します。

[4] 保安林及び地域森林計画対象民有林

- ・保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材の生産を基本としつつも、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要となっていることから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもとその保全、育成に努めます。

② 景観緑地の保全

みどりとみどり

[1] 景観緑地の保全

- ・北部地域(いばきた)や丘陵地、市街地に隣接する穂積・郡山丘陵などの市街化調整区域のみどりは、景観緑地としての役割の他に、環境面からも地球温暖化の防止や生態系の保護などに貢献する緑地であることから、今後、各種制度活用も視野に入れながら緑地の保全に努めます。なお、市街化調整区域は、景観計画において「みどり・田園景観区域」に指定されており、市街地から北摂山系への眺望景観の保全が図られています。
- ・元茨木川緑地は、市街地にみどり豊かで季節感あふれる景観を形成しており、今後も適切な維持管理により保全していきます。また、元茨木川緑地に隣接する地区は、景観計画において「元茨木川緑地景観形成地区」に指定されており、元茨木川緑地のみどりと調和した景観形成が図られています。

③ 農地の保全

みどりとみどり

みどり与人

人と人

[1] 市街化調整区域の農地の保全

- ・市街化調整区域の農地は農業生産の場のみでなく、洪水防止、水源かん養などの国土保全機能などを有することから、今後も、農業生産活動の継続を図りつつ、それらの有する機能を維持するとともに、農空間を利用した新たな多面的機能についても検討します。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画の実現に向け、地域農業や農地の維持・保全を図るため、新規就農者の確保と育成に取り組みます。



新規就農者研修（トラクタ講習）



新規就農者研修（圃場管理）

[2] 市街化区域の農地の保全

- ・市街化区域内の農地は、みどりがもつ多面的な役割を踏まえ、生産緑地制度などの運用による都市農地の維持・保全・活用を図ります。

[3] 市民農園の整備

- ・民間の市民農園開設に向けた取組をサポートするとともに、市が開設したふれあい農園の運営を継続します。

④ 身近な樹林地の保全

みどりとみどり

[1] 社寺林や個人地のみどりの保全

- ・保存樹制度や緑地協定制度的などを活用しながら、身近な憩いの空間として、所有者の意向を尊重しつつ保全に努めます。

具体施策（7）公園・緑地等の整備・管理運営

市域全体と生活圏の双方の視点から、より効果的に公園・緑地などの機能が発揮されるよう、整備、管理運営に取り組みます。

① 公園・緑地の整備・再整備・管理運営

みどりとみどり

みどり与人

人と人

[1] 公園・緑地の整備・再整備・管理運営の共通の取組

- 公園施設長寿命化計画に基づき、地域の実情に合わせた再整備や施設・設備の更新を計画的に実施し、再整備の際には、ユニバーサルデザイン化を進めることを基本としつつ、利用者の意向を把握し、地区の特性を踏まえた整備を行います。
- 公園施設は、毎年定期点検を行い、効率的な維持修繕に努めます。
- 植栽は、利用者の安全・安心に配慮しながら維持管理を行います。
- みどりの適切な管理運営を進めていくため、過去の維持管理作業及び経過が記載された公園台帳の充実を図ります。
- 公園の管理運営は、規模や特徴を踏まえ民間活力の活用による賑わいづくりを検討するなど、公園の多様なストック効果をより向上させる取組を推進するとともに、指定管理者制度やアドプト制度など市民・民間が管理に携わる新たな展開も含めた官民連携による公園の活性化を図ります。
- Park-PFIなどの官民連携制度の活用や民間手法による公園の維持管理・運営も視野に入れ、公園の機能の充実、魅力の向上を検討します。
- 地域特性に応じた公園機能の適切な配置や、多様な主体による利活用の推進などにより、みどりのオープンスペースである公園の多機能性を効果的かつ効率的に発揮させ、公園の魅力向上を図ることを目的としたパークマネジメントプランの策定を検討し、生活圏での公園機能の充実、維持管理の効率化を図ります。
- 既存の都市公園・児童遊園の機能再編や長期未着手の都市計画公園・緑地のあり方について検討します。

[2] 住区基幹公園

- 市街地における配置バランスや誘致圏を考慮し、整備率が低い地域において用地の確保が可能で人口の定着が期待できるなどの条件をもとに、優先順位を定めて整備を推進します。彩都などの大規模都市開発に伴う一部の未整備の公園などは、市街地整備に合わせて整備します。
- 市民会館跡地エリア第二期整備では、様々な人・過ごし方が、緩やかに空間・時間を共有し、人やアクティビティをつなげる「share to link」のコンセプトを踏まえ、社会実験などで市民の参加を得ながら整備を進めます。

[3] 都市基幹公園

- ・西河原公園（総合公園）は、住区基幹公園と同様の維持管理を進めるとともに、周辺地域のまちづくりに寄与する機能の整備を含めた官民連携の取組について検討を進めます。
- ・松沢池公園（一部開園）は、池沼を含んだ公園であり、現在、農業用ため池として利用されていることから、開設の時機を待ちます。
- ・ダムパークいばきたについては、安威川ダム周辺整備基本計画に基づき、総合公園として官民連携による整備・運営を行います。



ダムパークいばきた
民間企業が運営するパークセンター



ダムパークいばきた
民間企業が運営する吊り橋

[4] 都市緑地

- ・元茨木川緑地は、「元茨木川緑地リ・デザイン計画」に基づき、茨木市のみどりの骨格軸として、官民連携による公園運営の検討なども含めて、良好な緑地として保全・整備、管理運営を進めます。
- ・その他の都市緑地についても、適切な維持管理に努めます。



計画に基づき後継の桜を植栽



元茨木川緑地の梅園

② 開発による公園・緑地の整備・管理運営

みどりとみどり

[1] 市条例による公園の整備・管理運営

- ・本市では開発による公園の整備基準を以下のように定めています。
 - 一定規模が確保できるように用地の集約化などを指導します。
 - 開発区域面積が3,000㎡以上の住宅建設を目的とする開発行為などについては、市条例により算出された面積以上を公園として整備するよう協議します。
- ・緑地協定の締結を促進します。

[2] 市条例による緑地、広場、緑道の確保

- ・緑地、広場、緑道は、市条例に基づく協議により確保に努めます。

[3] 市条例により確保された緑地、広場、緑道の管理運営

- ・開発によりつくられた公園・緑地などは、周辺住民などの協力を得ながら適切な維持管理に努めます。

[4] 茨木市開発行為などの手続などに関する条例又は大阪府自然環境保全条例による緑地の確保

- ・この条例は自然環境の保全と回復を図ることより、健康で文化的な生活の確保に資することを目的としています。
 - 〈地域緑化の推進〉
 - 住民が共同して一定の区域内的の緑化を推進する場合、苗木の提供など必要な援助を行います。
 - 〈公共施設の緑化義務〉
 - 公共施設には植栽などで緑化する義務があります。
 - 〈民間施設の緑化義務〉
 - 事業者及び管理者は緑化に努めるものとします。
- ・特に自然環境に影響を及ぼす1ha以上の規模の開発行為などについては「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結し、基準に従った緑化が必要です。

[1] 児童遊園の管理運営

- ・地域の実情に合わせた再整備を進めるとともに、主体的な日常の運営管理は地元自治会などで、その他の維持管理は市が行います。

[2] 緑道・自然歩道等の整備・管理運営

- ・既存の緑地については、北部地域の魅力向上に資するために、適切な維持管理に努めます。
- ・本市による維持管理のほか、市民や事業者と連携を図ることにより、利用しやすい状態の維持に努めます。

[3] 運動施設の整備・管理運営

- ・忍頂寺スポーツ公園や平成27年開設のサッカー場としての機能を有する桑原ふれあい広場、公式のサッカーやラグビーの試合ができる多目的運動広場の整備が予定されているダムパークいばきたなど、運動施設をバランス良く整備し、今後も健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場としての機能の充実を図りながら整備します。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。
- ・パークマネジメントプランを策定し、都市公園における運動施設の機能の再配置や充実を検討します。

[4] 青少年野外活動センターの整備・管理運営

- ・今後も青少年が自然と親しみながら「協力」「友愛」「奉仕」の心を育み、たくましい実践力を培う場、あるいは市民のレクリエーションの場として利用の増進を図るため整備します。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。



青少年野外活動センター

[5] 中央通り・東西通りの整備・管理運営

- ・茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインに基づく緑化により賑わいや潤いのある景観形成を進めます。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。

具体施策（8）まちなかのみどりの最適化

街路樹や河川水路のみどり、学校や公共施設のみどりなど、まちなかのみどりの最適化に取り組むなど、まちのみどりを増やし、木陰を創出していきます。

① 道路のみどり

みどりとみどり

みどり与人

[1] 街路樹

- ・ 樹冠の連続する街路樹とするなど、緑視効果の向上を図ります。
- ・ 街路樹診断結果や、市民意見交換会、ワークショップを踏まえ、「街路樹再整備方針」を策定し、基準に沿った適切な剪定や植え替えなどの維持管理、更新を進めます。また、同方針に基づき維持管理を実施していくための実施計画の策定を検討します。



街路樹ワークショップ

[2] 街角の緑化修景

- ・ 市民や事業者の協力を得ながら花や樹木の植栽などを行い、緑化修景を図ります。
- ・ まちにみどりを増やし、木陰を創出します。



花と緑の街角づくり事業

② 河川水路のみどり

みどりとみどり

みどり与人

- ・ 危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、アドプト制度の導入などを図りながら、適切な維持管理に努めます。
- ・ 市民ボランティアなどによる河川の水質改善や生物多様性保全の取組を支援します。
- ・ 河川管理者である大阪府と連携し、安威川や大正川の河川敷の活用促進に取り組みます。



アドプトリバー

③ 学校のみどり

みどりとみどり

みどりと人

- ・自然観察などの教材となるシンボルツリーも含めた樹木の植栽やビオトープの活用、みどりのカーテンの設置などを進めます。
- ・芝生化された園庭・校庭の適切な維持・管理を進めます。



みどりのカーテン

④ 公共施設のみどり

みどりとみどり

みどりと人

- ・既存のみどりの活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法によるみどりの確保に努めます。
- ・明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進めます。
- ・市民会館跡地エリア第二期整備による公園整備と合わせて緑化を推進します。
- ・道行く人たちが気軽に立ち寄ったり、休憩したりできるように、公共施設に緑地を確保します。
- ・公共施設の緑化の目標を設定し、計画的な緑化を推進します。



公共施設の緑化
(おにクル)

⑤ 民有地・民間施設のみどり

みどりとみどり

[1] 民間施設の緑化誘導

- ・茨木市開発行為などの手続に関する条例に基づき、建築物の敷地などにおける緑化を指導・誘導します。
 - 1,000平方メートル以上の敷地において行われる建築物の新設のほか、増築・改築・移転で敷地内の緑化面積が減少する場合には、市に緑化計画書などを提出の上、基準に従った緑化を必要としています。
 - ・開発区域面積3,000平方メートル以上の住宅建設を目的とする開発行為を行う場合には、公園の整備及び本市への提供などを必要としています。

[2] 工場・事業所のみどり

- ・防災、ヒートアイランド対策、景観形成などの観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努めます。
- ・特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹などを考慮し、周辺環境と調和した緑化に努め、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行います。
- ・敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに、工場地景観に配慮した樹木などの植栽を促進します。

[3] 業務地のみどり

- ・総合設計制度の制度を活用する場合は、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化と適切な維持管理を促進します。

[4] 地区計画、建築協定など地区の特性に応じたルールづくりによる緑化

- ・地区の特性に応じたルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進します。
- ・土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度の導入を促進します。
- ・住宅地や商業・業務施設などにおいては、地区計画や建築協定、景観協定などの制度の活用も含め、敷地内緑化や生垣などによる良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・景観条例や茨木市東西軸ストリートデザインに基づく緑化により賑わいや潤いのある空間形成を図ります。

第5章 重点的な取組

5-1 重点的な取組の基本的な考え方

これまで、中心市街地の緑化や元茨木川緑地のリ・デザイン、北部地域の拠点形成などを重点的な取組として進めてきました。本改定にあたり、市民の安全・安心で充実した暮らしを実現していくためには、これまでの取組の成果を活かしながら、各地域でのみどりの拠点の形成・充実とともに、地域特性を踏まえた生活圏における身近なみどりの充実に目を向けていくことが重要と考えます。そのため、重点的に取り組むべき事項を地域ごとに示し、生活圏におけるみどりの充実に図ります。

※参考：これまでに進めた重点的な取組

1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン
 - (1) 中心市街地の緑化
 - (2) 元茨木川緑地のリ・デザイン
2. 北部地域のみどりを活かした環境づくり
 - (1) 市民との協働による里山の自然環境の維持・保全
 - (2) 安威川ダム周辺における自然環境の保全と活用
 - (3) 新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点の魅力向上
 - (4) 山の生き物観察会・学習会の実施

本改定における重点的な取組

地域特性に応じた、生活圏におけるみどりの充実

5-2 重点的取組の展開（地域別方針）

各地域の特性に応じた生活圏におけるみどりの充実に向けて、特に重点的に取り組むべき事項と、その実施場所のイメージを各地域の方針図として示します。方針図では、山林、農地、公園などといったみどりの資源のほか、機能の代替や他分野連携による取組などの可能性にも配慮して、それら資源の機能を補完する公共施設や民間施設も示しています。

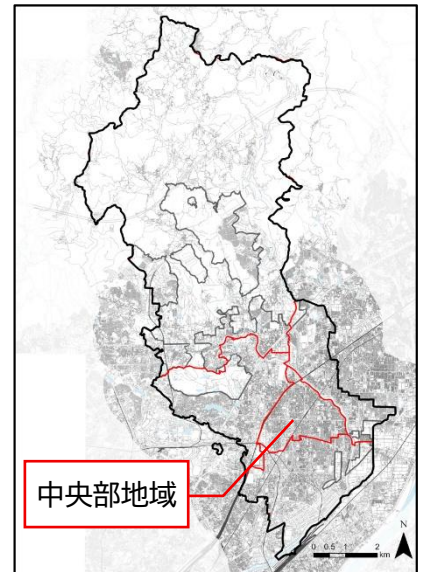
また、今後は、地域住民が日常的な生活を送る際の最小単位と想定される、幹線道路や鉄道、小学校区や中学校区で区切られたエリアを生活圏と捉えて、その生活圏においても保全、整備、活用などの視点からみどりの充実に図ることを意識し、各地域の実情を踏まえながら取組を展開していきます。

(1) 中央部地域

①取組方針

2コア1パーク&モールの都市構造の実現に向けた中心市街地の活性化が進められており、市民会館跡地エリアの整備により再整備された元茨木川緑地や、今後再整備予定の中央公園を中心に、みどり豊かなまちのイメージを形成する質の高いみどりの維持と、人のつながりや交流を生み出す場としてのみどりの活用を推進していきます。

また、岩倉公園や桑田公園などみどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などのネットワーク化により、生活圏のみどりの機能の充実に取り組むとともに、身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境の保全に取り組みます。



②重点的な取組内容

- 元茨木川緑地や中央公園などのみどりの質の向上、人の交流や賑わいを創出する活用の推進
- 市民会館跡地エリア整備（第一期：「文化・子育て複合施設 おにクル」整備、第二期：中央公園再整備）とあわせたみどりの充実
- 周辺の公共施設などと連携し、岩倉公園、桑田公園などみどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全

中央部地域方針図 凡例

市域境界	庁舎等	街区公園	2コア1パーク&モール
市街化調整区域	こども育成施設	近隣公園	
山林	スポーツ施設	近隣公園（未整備）	
農地	市営住宅	地区公園	
その他の緑被地	教育施設	地区公園（未整備）	
河川	環境・衛生施設	総合公園	
主要道路	産業振興施設	都市緑地	
私鉄	市民文化施設	都市計画緑地	
JR	社会教育施設	街路樹	
	福祉施設	その他の緑地	
	民間施設等	児童遊園	

中央部地域方針図

■元茨木川緑地

- ・元茨木川緑地のみどりの質の向上、活用の推進
- ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなる公園緑地等の保全

具体施策(2)-①

市民さくらまつり

具体施策(2)-②

生きもの観察会・学習会

具体施策(2)-④

緑化や活用イベントの実施

■おにクル、中央公園

- ・市民会館跡地エリア第二期整備とあわせたまどりの充実

具体施策(1)-①みどりの活用拠点の整備

具体施策(1)-②公園利活用の促進

具体施策(1)-③緑化にかかる活動支援

具体施策(1)-④みどりや環境に関する活動団体の育成

具体施策(1)-⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成

具体施策(1)-⑥専門家との連携強化

具体施策(2)-②生きもの観察会・学習会

具体施策(2)-④緑化や活用イベントの実施

■住宅地エリア

- ・周辺の公共施設等と連携し、岩倉公園、桑田公園などみどりの拠点となる公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7)-①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■中心市街地

- ・中央公園や市役所周辺のオープンスペースの活用、街路樹の維持管理・更新、沿道の民有地の緑化修景など、2コア1パーク&モールの都市構造の実現を目指した中心市街地の活性化に向けたみどりの充実

具体施策(1)-①みどりの活用拠点の整備

具体施策(1)-②公園利活用の促進

具体施策(7)-②開発による公園・緑地の整備・管理運営

具体施策(8)-①道路のみどり

具体施策(8)-③学校のみどり

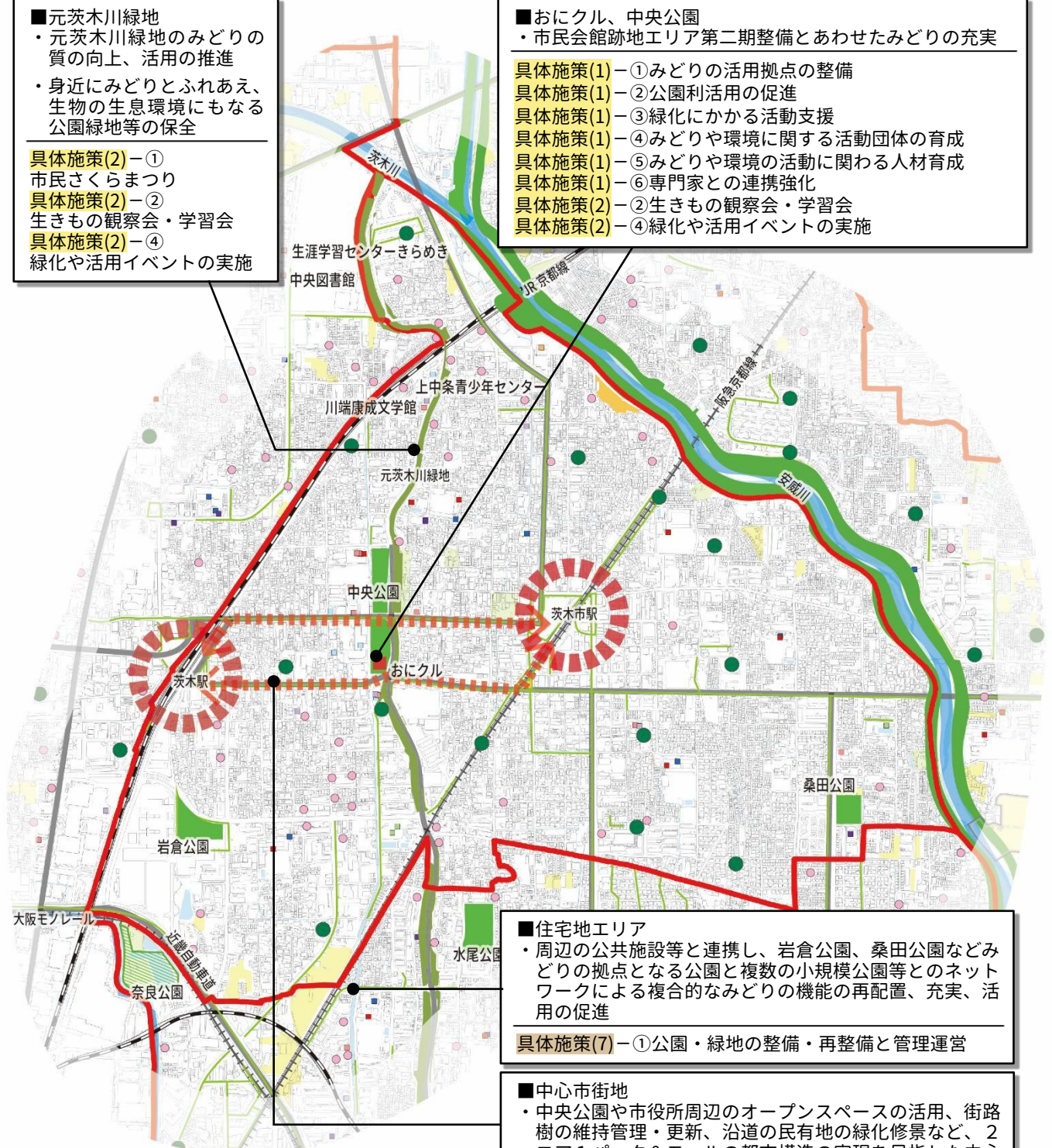
具体施策(8)-④公共施設のみどり

具体施策(8)-⑤民有地・民間施設のみどり

■地域内各所

- ・おにクル、中央公園、元茨木川緑地などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用



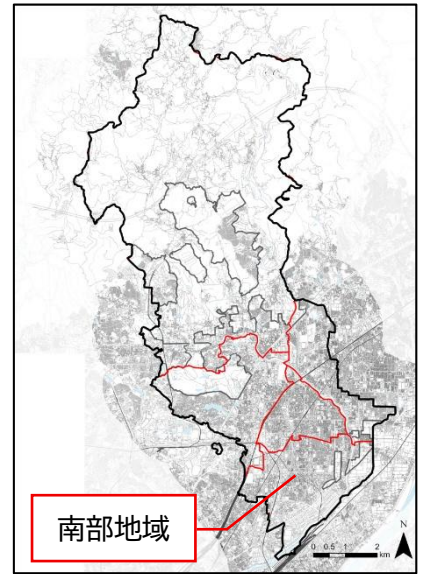
- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(2) 南部地域

①取組方針

安威川、大正川、高瀬川などの河川・水路や元茨木川緑地などのまとまったみどりを保全し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を推進します。

また、若園公園など地域の拠点となるみどりの活用、日常的に利用できる近隣公園など、身近に感じられるみどりの質の向上や活用に取り組み、複数の公園や周辺の公共施設などと連携しながら公園機能を分担し、ネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図るとともに、事業者などと連携したみどりの充実や活用を促進します。



②重点的な取組内容

- 安威川、大正川などの水辺環境の保全や河川敷の利用など、河川のみどりの質の向上、活用の促進
- 元茨木川緑地や若園公園などのみどりの質の向上、活用の推進
- 周辺の公共施設などと連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などとのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全
- イコクルいばらきなどにおける民間事業者などと連携したみどりの充実・活用の促進

南部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園
▭ 市街化調整区域	■ 子ども育成施設	■ 近隣公園
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園 (未整備)
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園 (未整備)
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	■ 都市計画緑地
— JR	■ 社会教育施設	— 街路樹
	■ 福祉施設	■ その他の緑地
	◆ 民間施設等	● 児童遊園

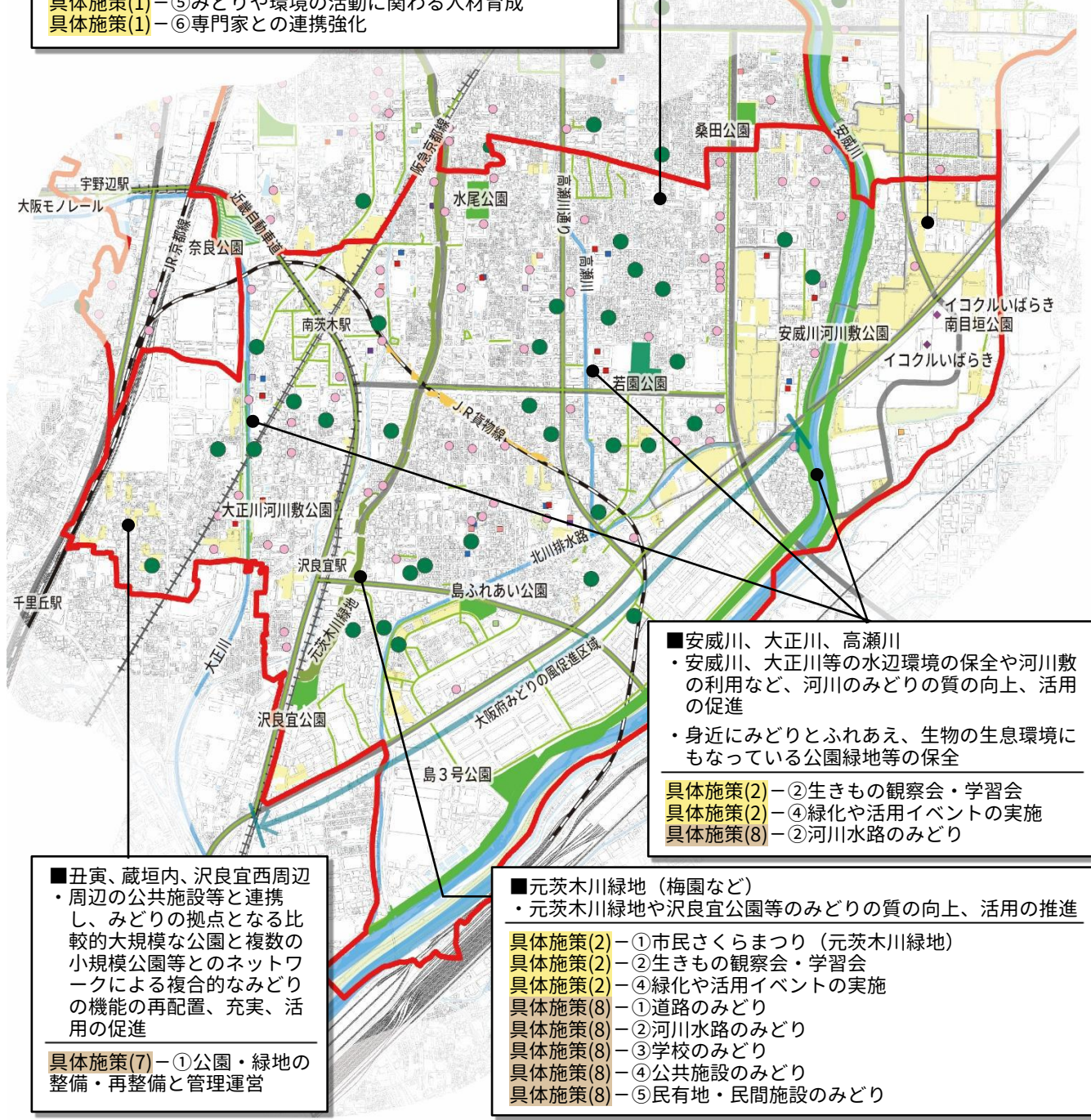
南部地域方針図

■若園町、玉瀬町周辺
 ・元茨木川緑地や若園公園等のみどりの質の向上、活用の推進

具体施策(1) - ①みどりの活用拠点の整備
 具体施策(1) - ②公園利活用の促進
 具体施策(1) - ③緑化にかかる活動支援
 具体施策(1) - ④みどりや環境に関する活動団体の育成
 具体施策(1) - ⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
 具体施策(1) - ⑥専門家との連携強化

■イコクルいばらき周辺
 ・イコクルいばらきなどにおける民間事業者等と連携したみどりの充実・活用の促進

具体施策(7) - ②
 開発による公園・緑地の整備・管理運営



■安威川、大正川、高瀬川
 ・安威川、大正川等の水辺環境の保全や河川敷の利用など、河川のみどりの質の向上、活用の促進
 ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

具体施策(2) - ②生きもの観察会・学習会
 具体施策(2) - ④緑化や活用イベントの実施
 具体施策(8) - ②河川水路のみどり

■丑寅、蔵垣内、沢良宜西周辺
 ・周辺の公共施設等と連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7) - ①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■元茨木川緑地（梅園など）
 ・元茨木川緑地や沢良宜公園等のみどりの質の向上、活用の推進

具体施策(2) - ①市民さくらまつり（元茨木川緑地）
 具体施策(2) - ②生きもの観察会・学習会
 具体施策(2) - ④緑化や活用イベントの実施
 具体施策(8) - ①道路のみどり
 具体施策(8) - ②河川水路のみどり
 具体施策(8) - ③学校のみどり
 具体施策(8) - ④公共施設のみどり
 具体施策(8) - ⑤民有地・民間施設のみどり

■地域内各所
 ・イコクルいばらき、元茨木川緑地、若園公園、安威川河川敷公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用



第1章
みどりの基本計画とは

第2章
茨木市のみどりの特性と課題

第3章
目指すべきみどりの方向性

第4章
みどりのまちづくりの取組

第5章
重点的な取組

第6章
計画の推進

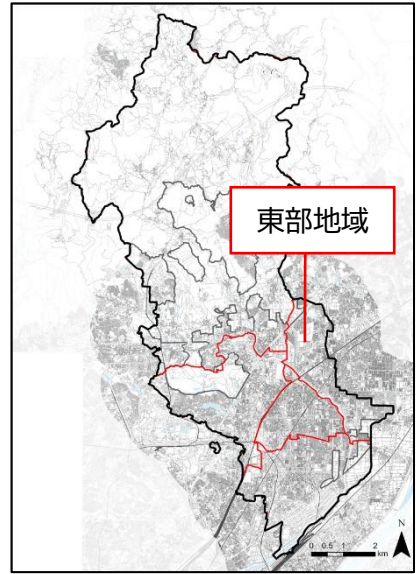
(3) 東部地域

①取組方針

安威川、西河原公園などのまとまったみどりを保全し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を推進します。

そして、日常的に利用できる街区公園以下の複数の小規模公園の機能を、体育館など周辺の公共施設などとも連携しながら、機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図ります。

また、公園や大規模な住宅団地のみどりなど、総持寺周辺の歴史的なまちなみ、社寺・古墳など、生物の生息環境にもなっているみどりの保全、身近に感じられるみどりの質の向上を図ります。



②重点的な取組内容

- 安威川、西河原公園などのみどりの質の向上、自然とのふれあいや地域交流などへの活用を促進、西河原公園の魅力向上及び更なる機能の充実
- 周辺の公共施設、体育館など社会教育施設などと連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などとのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全

東部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園
▭ 市街化調整区域	■ 子ども育成施設	■ 近隣公園
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園 (未整備)
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園 (未整備)
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	■ 都市計画緑地
— JR	■ 社会教育施設	— 街路樹
	■ 福祉施設	■ その他の緑地
	◆ 民間施設等	● 児童遊園

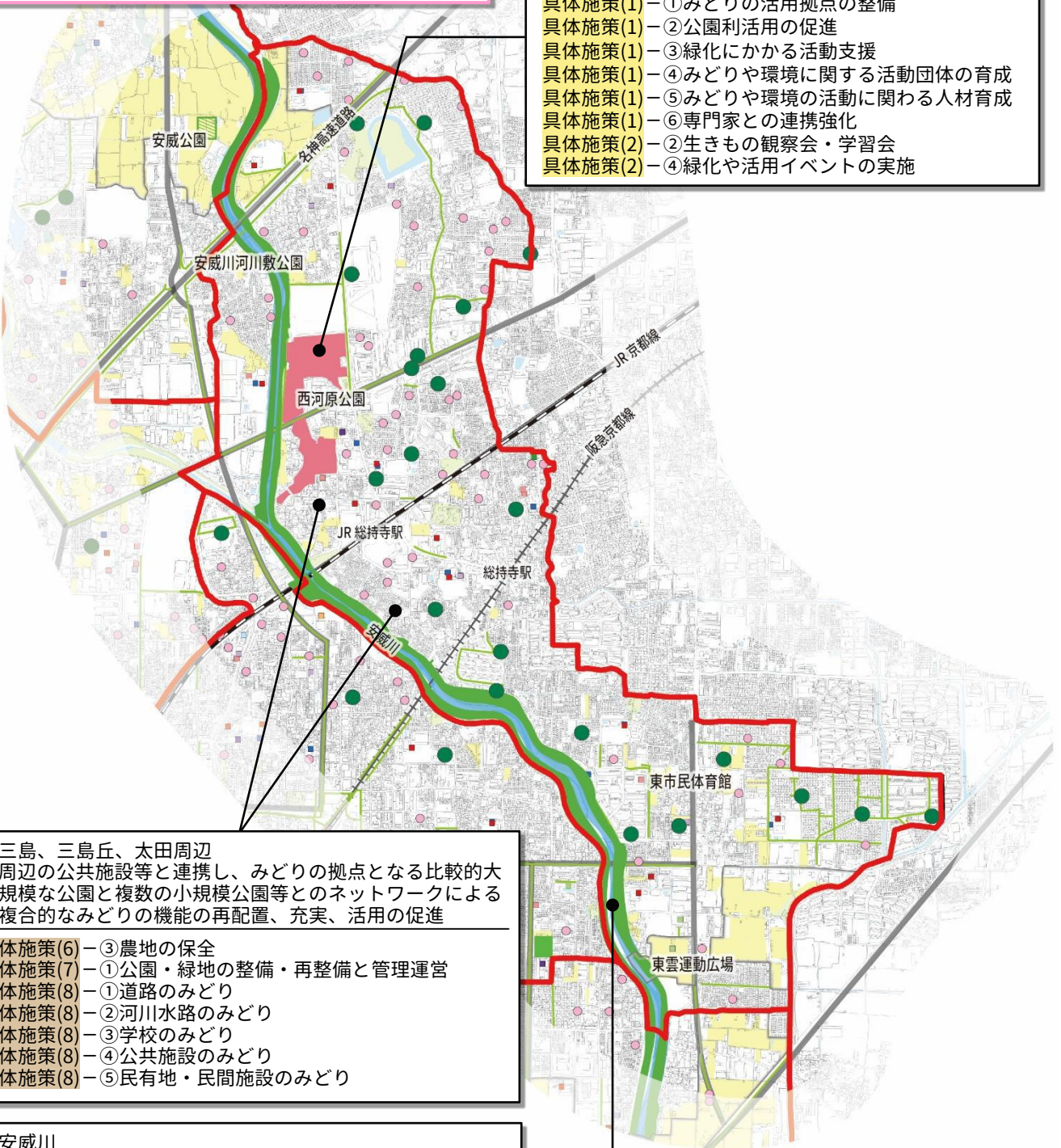
東部地域方針図

- 地域内各所
 - ・西河原公園、安威川河川敷公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(4)－地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

- 西河原公園
 - ・安威川、西河原公園等のみどりの質の向上、活用の促進
 - ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(1)－①みどりの活用拠点の整備
- 具体施策(1)－②公園利活用の促進
- 具体施策(1)－③緑化にかかる活動支援
- 具体施策(1)－④みどりや環境に関する活動団体の育成
- 具体施策(1)－⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
- 具体施策(1)－⑥専門家との連携強化
- 具体施策(2)－②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)－④緑化や活用イベントの実施



- 三島、三島丘、太田周辺
 - ・周辺の公共施設等と連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

- 具体施策(6)－③農地の保全
- 具体施策(7)－①公園・緑地の整備・再整備と管理運営
- 具体施策(8)－①道路のみどり
- 具体施策(8)－②河川水路のみどり
- 具体施策(8)－③学校のみどり
- 具体施策(8)－④公共施設のみどり
- 具体施策(8)－⑤民有地・民間施設のみどり

- 安威川
 - ・安威川、西河原公園等のみどりの質の向上、活用の促進
 - ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(2)－②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)－④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(8)－②河川水路のみどり



- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(4) 西部地域

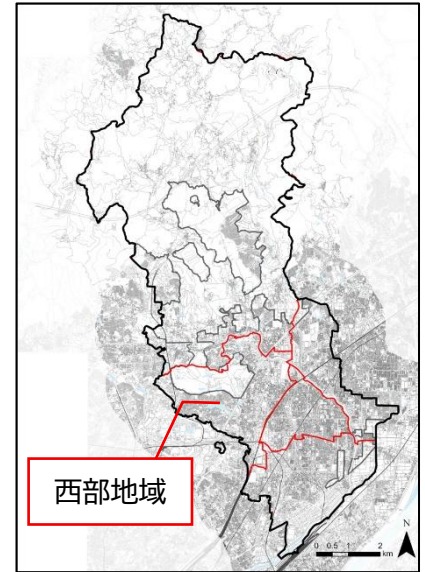
①取組方針

松沢池公園（通称：春日丘公園）の比較的規模な大きな公園を適切に維持管理し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を推進します。

また、日常的に利用できる街区公園以下の複数の小規模公園の機能を、周辺の公共施設や万博記念公園などとも連携しながら、機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図ります。

②重点的な取組内容

- 松沢池公園（通称：春日丘公園）と上穂積公園のみどりの質の向上、活用の推進
- 周辺の公共施設や、万博記念公園などと連携し、複数の小規模公園などとのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全



西部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園	● 市域に隣接する公園施設
▭ 市街化調整区域	■ こども育成施設	■ 近隣公園	
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園（未整備）	
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園	
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園（未整備）	
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園	
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地	
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	■ 都市計画緑地	
— JR	■ 社会教育施設	— 街路樹	
	■ 福祉施設	■ その他の緑地	
	◆ 民間施設等	● 児童遊園	

西部地域方針図

■松沢池公園周辺
 ・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

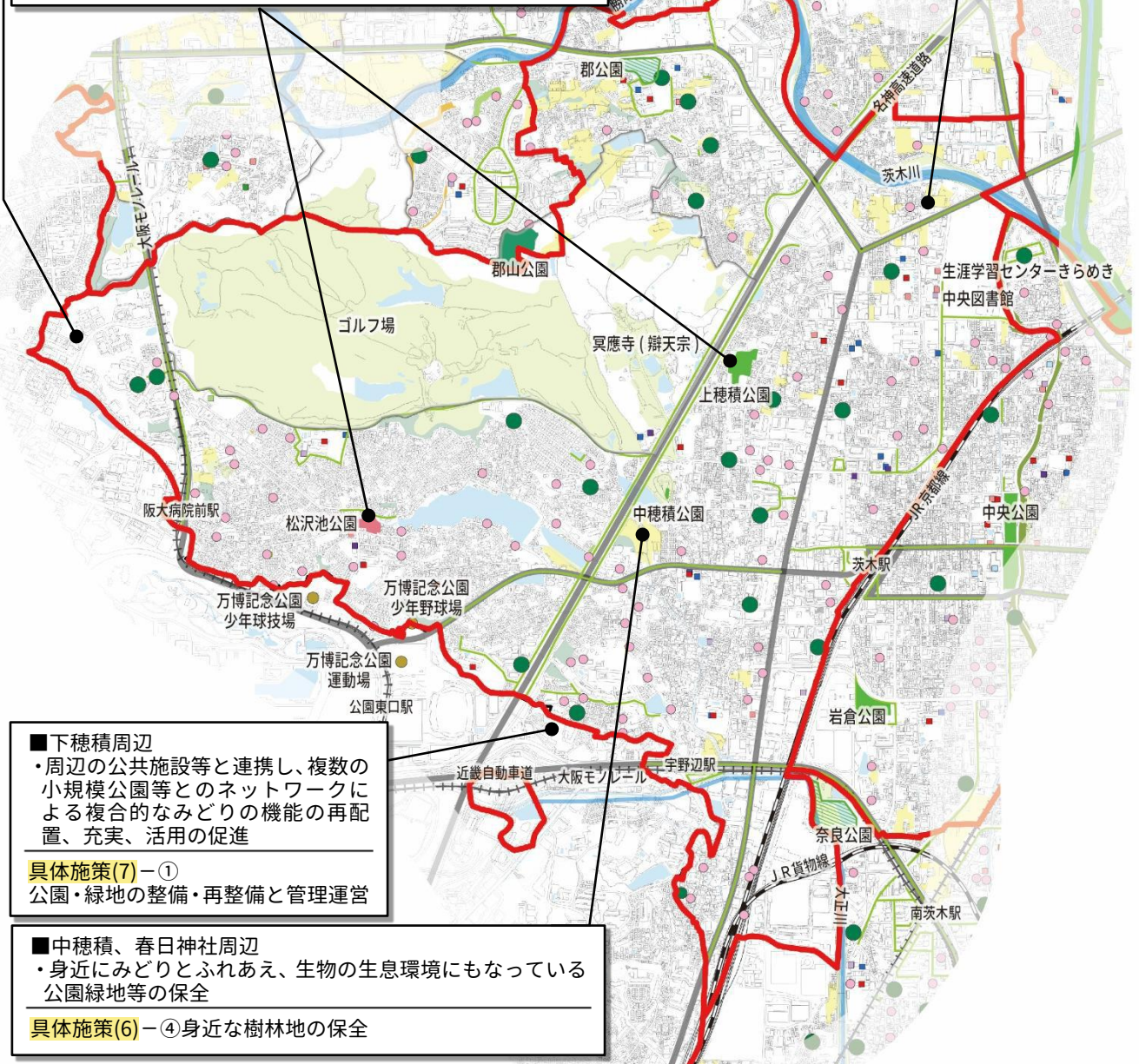
具体施策(7)－①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■上穂積公園周辺
 ・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7)－①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■松沢池公園、上穂積公園
 ・松沢池公園と上穂積公園のみどりの質の向上、活用の推進

- 具体施策(1)－①みどりの活用拠点の整備
- 具体施策(1)－②公園利活用の促進
- 具体施策(1)－③緑化にかかる活動支援
- 具体施策(1)－④みどりや環境に関する活動団体の育成
- 具体施策(1)－⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
- 具体施策(1)－⑥専門家との連携強化



■下穂積周辺
 ・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7)－①
 公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■中穂積、春日神社周辺
 ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

具体施策(6)－④身近な樹林地の保全

■地域内各所
 ・上穂積公園、中穂積公園、松沢池公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(4)－地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(5) 北部地域

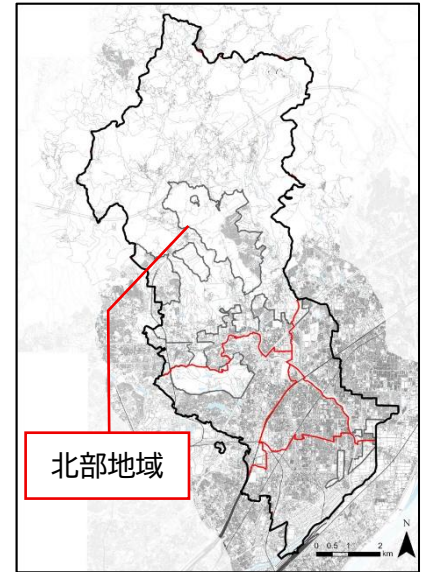
①取組方針

北摂山系の豊かな自然環境、里地里山を保全していくとともに、山とまちをつなぐハブ拠点であるダムパークいばきたを、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を推進するとともに、山間部の地域資源とのネットワーク化の強化を図ります。

また、初期に開発された住宅地の公園施設や街路樹の適切な維持管理、地域に応じたみどりの機能の見直しに取り組みます。

②重点的な取組内容

- 竜王山周辺・安威川上流部など山林の自然環境の保全
- ダムパークいばきたのみどりの質の向上、山とまちをつなぐハブ拠点としての活用の促進、忍頂寺スポーツ公園など周辺の地域資源とのネットワーク化の促進、観光や自然体験などレクリエーション利用の促進など
- 地域の状況に応じたみどりの機能の見直しや維持管理
- 周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている里地里山や公園緑地等の保全、人と自然が共生する都市づくりの推進



北部地域方針図 凡例

市域境界	庁舎等	街区公園
市街化調整区域	こども育成施設	近隣公園
山林	スポーツ施設	近隣公園 (未整備)
農地	市営住宅	地区公園
その他の緑被地	教育施設	地区公園 (未整備)
河川	環境・衛生施設	総合公園
主要道路	産業振興施設	都市緑地
私鉄	市民文化施設	都市計画緑地
JR	社会教育施設	街路樹
	福祉施設	その他の緑地
	民間施設等	児童遊園

北部地域方針図

第1章
みどりの基本計画とは

第2章
茨木市のみどりの特性と課題

第3章
目指すべきみどりの方向性

第4章
みどりのまちづくりの取組

第5章
重点的な取組

第6章
計画の推進

- 山林、農村地域
 - ・地域の状況に応じたみどりの機能の見直しや維持管理
 - ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(6)-②景観緑地の保全
- 具体施策(6)-③農地の保全
- 具体施策(6)-④身近な樹林地の保全

- ダムパークいばきた、山間部の各種既存施設
 - ・ダムパークいばきたのみどりの質の向上、活用の促進、周辺の地域資源とのネットワーク化の促進等
 - ・竜王山周辺・安威川上流部など山林の自然環境の保全

- 具体施策(1)-①みどりの活用拠点の整備
- 具体施策(1)-②公園利活用の促進
- 具体施策(1)-③緑化にかかる活動支援
- 具体施策(1)-④みどりや環境に関する活動団体の育成
- 具体施策(1)-⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
- 具体施策(1)-⑥専門家との連携強化
- 具体施策(2)-②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)-④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(5)-①みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信
- 具体施策(6)-①森林の保全

- 彩都地区（未整備区域）
 - ・地域の状況に応じたみどりの機能の見直しや維持管理

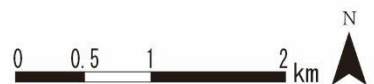
- 具体施策(7)-①公園・緑地の整備・再整備と管理運営
- 具体施策(7)-②開発による公園・緑地の整備・管理運営

- 初期に開発された住宅地
 - ・地域の状況に応じたみどりの機能の見直しや維持管理
 - ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(2)-②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)-④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(7)-①公園・緑地の整備・再整備と管理運営
- 具体施策(8)-①道路のみどり
- 具体施策(8)-②河川水路のみどり
- 具体施策(8)-③学校のみどり
- 具体施策(8)-④公共施設のみどり
- 具体施策(8)-⑤民有地・民間施設のみどり

- 地域内各所
 - ・ダムパークいばきた、山手台や彩都地区の各公園、北部の各種観光・レクリエーション施設などを中心に、各分野においてみどりを活用

- 具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用



第6章 計画の推進

6-1 実行計画

本計画に基づく事業や施策を実行していくには、計画の進行管理が必要です。本計画の目標年次は、25年後を見通しつつ10年後の令和17年度（2035年度）としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

設定した各タイミングにあわせて、計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

毎年、行政評価などを活用した事業進捗状況の把握及びそれに基づく事業内容の見直しを進めるとともに、5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しにつながる進行管理プロセスを導入して計画の実効性を高めます。10年後については、計画の実施による成果を確認するための数値目標を設定します。

これらの見直しの際には、市民のニーズにきめ細かく対応するため、市民意見を反映させる仕組みを盛り込みます。ただし、個々のみどりの取組が進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

また、中間見直し及び定期見直しの際に、市民意見を反映させる仕組みを検討します。

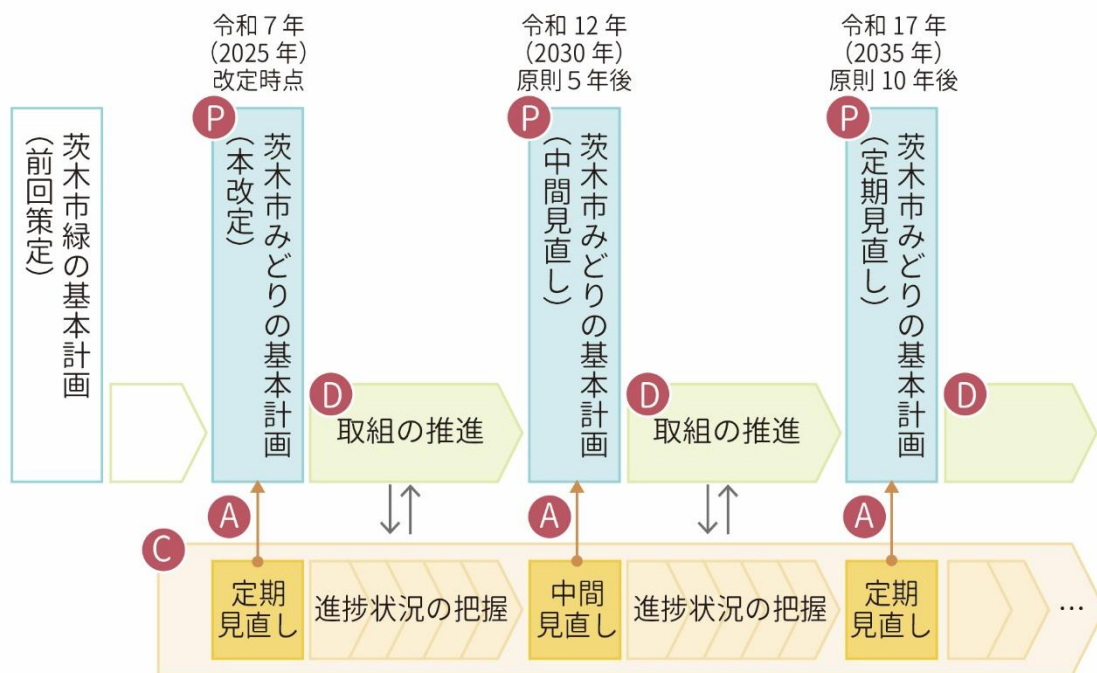


図 PDCAサイクルによる計画の進め方イメージ

P

PLAN (計画)

- ・みどりの将来像を実現するために、基本方針に基づく施策や施策に基づく事業等を位置付け、その中で5年で取り組む事業について、事業シートを作成します。
- ・事業シートにおいては、各年に実施する事業の目的や取組内容等について記載します。

D

DO (実行)

- ・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、事業を推進します。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、連携しながら施策、事業を推進します。

C

CHECK (進行管理・評価・公表)

- ・計画の進行管理にあたっては、事業シートに基づく進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・適宜、みどりの施策推進委員会に進捗状況等を報告するとともに、今後の事業実施手法や取組などについて助言を受けます。
- ・庁内関係部署により構成される庁内連絡会議を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築や情報交換を行います。
- ・進捗状況については、広報やインターネット等を活用し、市民に広く周知します。

A

ACTION (改善)

- ・みどりの施策推進委員会による意見を参考に、計画策定の5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しまでの計画期間に進める施策や事業等を計画に位置付けます。
- ・10年後には、この間の施策、事業の進捗や評価や上位・関連計画の見直しなどについて総合的に整理し、計画の見直しを行います。
- ・計画の見直しにあたっては、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて市民意見・意向の把握に努めます。

6-2 評価手法と目標の設定

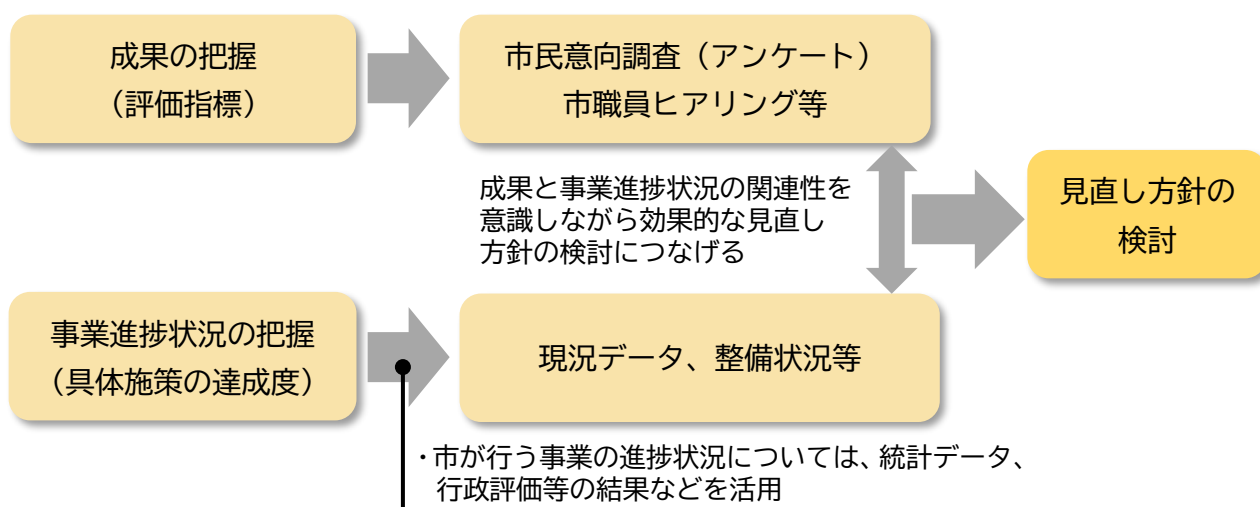
本計画に基づく取組の成果を把握するとともに、成果と課題を踏まえた各取組の見直しなどを行うため、5年ごとの中間見直し及び10年ごとの定期見直しを行います。中間見直しおよび定期見直しにあたっては、計画の進捗管理のために行う市民意向調査（アンケート調査）、市職員ヒアリングなどにより計画の達成度を確認します。市民意向調査（アンケート調査）においては、本市のみどりに対する総合的な満足度だけでなく、どの点に満足し、どの点が足りないのかなどについても把握し、計画の改善につなげていきます。また、ヒアリング調査により数値化が難しい定性的な成果の把握にも努めます。

成果の把握にあたっては、3つの基本方針に基づく取組の成果を、理念に掲げる「みどり」と「人」をそれぞれつなぐ視点から評価指標を設定します。具体施策に示す各事業の進捗状況については、毎年行う行政評価などや統計データの活用により達成度を評価します。

なお、評価と見直しの状況は、その結果や内容がどのように計画に反映されたかわかるような形で公表します。

表 時期別の計画等の見直しにかかる作業内容等

時期	作業内容	評価・見直しの手法
1年ごと	・次年度事業内容の見直し	・行政評価等
5年ごと	・計画の中間見直し（主に第4章以降の改訂） ・その時点から5年間の事業シートの作成	・市民意向調査（アンケート） ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・みどりにかかる統計データ等
10年ごと	・計画全体の見直し ・その時点から5年間の事業シートの作成	・社会潮流、国の動き ・市民意向調査（アンケート） ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・みどりにかかる統計データ等



- 計画全体の成果を示す指標「市のみどりに対する満足度」について
- ・計画の成果を評価する指標として「市のみどりに対する満足度」についての数値目標を設定します。
 - ・数値目標は、五段階評価で、満足、やや満足と評価した方の比率の合計について、以下のとおり設定します。

現在（令和7年度（2025年度））	21.9% [※]
目標（令和17年度（2035年度））	30.0%以上

※茨木市みどりの基本計画に関する市民アンケート調査（令和6年（2024年）10月実施）より

評価指標は、本改定にあたり新たな視点として設定する「つなぐ視点」の考え方に基づく取組の進捗を測るものとして考えます。評価方法が確立されていないものや、これまでの実績がない事項もあるため、まずは中間見直しまでの5年間で実績を把握したうえで、共創の視点から多様な主体間で成果を共有しやすい評価指標の設定や目標値について改めて検討することとします。

以上を踏まえ、本改定においては、現時点で経年変化を把握する評価指標の項目を以下に示します。

表 基本方針に基づく取組成果を把握する評価指標

基本方針	評価指標	つなぐ視点
共創によるみどりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●取組の開催数、参加人数、主体数、市民の参加意識の割合等を評価 ➢ みどりのまちづくりに関する活動に参加している市民、参加意欲のある市民の割合（市民アンケート） ➢ みどりの拠点でのイベントやみどりに関する講座等の開催状況（頻度、種類、参加者属性、主体の広がり等） ➢ プラットフォームの設置、主体間のつながり等 ➢ 地域主体による公園等の利用ルールの設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> みどり与人 人と人
みどりの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●満足度、活用された分野を評価 ➢ 市民のみどりへの満足度（市民アンケート） ➢ 公園緑地等で実施されたイベントや講座の実施状況（種類、参加者属性等） 	<ul style="list-style-type: none"> みどりとみどり みどりと人 人と人
みどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ●質の向上、充実に関する整備箇所数等を評価 ➢ パークマネジメントプラン策定の検討およびこれに基づく公園の再整備状況 ➢ 計画に基づく街路樹の維持管理の状況 	<ul style="list-style-type: none"> みどりとみどり みどりと人

6-3 計画の推進

本計画に位置付けた取組の推進に際しては、市民、事業者、行政が、お互いの立場を理解し合い、それぞれの強みや特徴を活かして協力しながら、みんなで進めていきます。その際、多様な主体の活動が掛け合わされることで、新たなモノやコトが相乗効果により生み出される「共創」の考え方のもと、みどりの新たな価値や活動を生み出し広げていく取組を進めます。

また、事業・施策を着実に進めていくための共創のしくみづくりのほか、計画の進捗状況や、取組による成果を定期的に把握し、さらなる改善に結びつけるため、計画の進行管理を行います。

1) 市民・事業者・行政の関わり方

市民、事業者、行政それぞれが「茨木市をより良いまちにしていこう」という共通意識のもと、お互いの強みや特徴を理解したうえで、自分ができることからみどりのまちづくりに関わることで、単独ではできないことも補完し合いながら実現していくことが重要です。

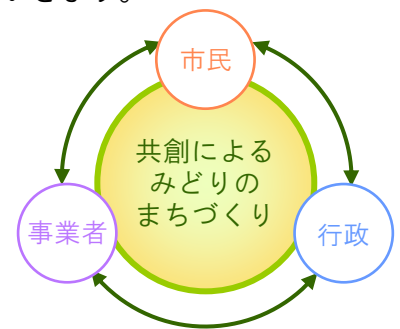
今後は、以下の市民、事業者、行政のみどりのまちづくりへの関わり方の例に示すように、それぞれの立場や強み・特徴を理解し、互いに連携して取組を進めていきます。

共創によるみどりのまちづくりに取り組む

- ・市民、事業者、行政といった多様な主体が共創し、みどりとみどり、みどりと人、人と人をつなぐことを重点的に取り組む。

PDCAサイクルにより施策・事業を検証する

- ・5年後中間見直し、10年後計画改定



主体	みどりのまちづくりへの関わり方の例
市民の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの暮らしの中にみどりを取り入れる ・みどりのまちづくり活動に積極的に参加する ・みどりに関するセミナーやワークショップに参加し、みどりのまちづくりに関する意見交換やアイデアの提案を行う
事業者（民間事業者、NPO、大学等）の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力する ・開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とする ・民間事業者ならではの強みを活かして、新たなみどりの価値や活動を生み出す取組を進め、地域課題の解決に貢献する
行政の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、本市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域制緑地の指定や都市基盤整備等、行政でなければできない取組を実施する ・市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、共創のしくみづくり等に努める ・みどりの普及啓発に向けたセミナーやワークショップ等を開催する ・みどりの保全、整備等を進めるにあたり、市の区域を超える広域的な取組については、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図る

2) 計画の推進に向けた取組

本計画は、みどりの将来像やその方向性などを示すものであり、今後、本計画に基づく事業、施策の実施に向け、効率的かつ効果的に進めていくため、推進体制の確立を始めとした以下の取組を進めます。

(1) 推進体制の確立

本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関わる整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。このため、各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。さらに、必要に応じて市民や事業者の参加も求めます。

(2) 財政基盤の確立

各種事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(3) 公的施設の整備更新や維持管理・運営管理に対する市民等の参加

公的施設の整備・更新や維持管理などにおいて、市民の自発的なまちづくりへの参加促進や市民のみどりへの関心を高め、多様な主体がみどりのまちづくりに関わるなどの効果が期待できることから市民参加を促進します。

(4) 各行政機関との連携・協力体制の強化

市域をまたがるみどりである山林や河川、道路の街路樹などにかかる事業などの実施にあたっては、国や大阪府、周辺市及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

用語集

行	用語	解説
あ	アドプト	里親のこと。住民が身近に利用する公共施設を自分たちのこどものように育てていくというコンセプトのもと、市民団体や企業などが行政の支援を得て継続的に実施する活動。道路を対象としたアドプトロード、森林を対象としたアドプトフォレスト、河川を対象としたアドプトリバーなどがある。
い	インクルーシブ	「包摂的」「すべてを含む」といった意味で、障害の有無や性別、国籍、年齢など、多様な背景や特性をもつ人々を分け隔てなく受け入れる意味。
う	Well-being	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。
	SNS	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。
	SDG s	平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のこと。2016年から2030年までの国際社会の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されている。
お	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。
か	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
き	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と定義されている。
け	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準を定める制度。
し	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画区域の中の一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
	指定管理者制度	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。

行	用語	解説
し	児童遊園	自治会などが日常管理を行う主に年少の児童のための都市公園を補完する施設。
	住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
せ	生物多様性	ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。
そ	総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
ち	地区計画	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
て	天然林	植林によらず自然に生成した森林。
と	都市基幹公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
	都市計画区域	都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。
	都市公園	都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項などについて定められている。
	都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などが定められている。
ね	ネイチャーポジティブ (自然再興)	生物多様性の負(損失)の流れを止めて、正(回復)に反転させること。開発、乱獲・盗掘、里地里山の管理放棄、外来種の侵入、水質の汚染、地球温暖化の進行などといった直接的な要因の背景となる社会経済の変化に着目し、生物多様性の保全に社会経済が貢献するよう変革することが不可欠とされている。
の	農業振興地域内農用地 区域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地のこと。

行	用語	解説
は	バイオネスト	剪定枝など木の枝を鳥の巣のように円形に組み、その中に落ち葉や刈草などを投入する堆肥場のこと。バイオネストは、「バイオ (bio) = 生命・生物」と「ネスト (nest) = 巣」を組み合わせた造語である。
	パブリックコメント	行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
ひ	ビオトープ	ドイツ語のbiotop。生きもののすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
	PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなく、製品、建築物、環境をデザインすること。
わ	ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われる。